

第 5 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

(決 算 特 別 委 員 会)

平 成 26 年 8 月 29 日 開 会
平 成 26 年 9 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 5 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号（8月29日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○臨時委員長紹介	3
○開会及び開議の宣告	3
○委員長の互選	3
○副委員長の互選	4
○散会の宣告	5

第 2 号（9月3日）

○出席委員	7
○欠席委員	7
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した者の職氏名	7
○開議の宣告	9
○代表監査委員の審査意見報告	9
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○散会の宣告	67

第 3 号（9月4日）

○出席委員	69
○欠席委員	69
○説明のため出席した者の職氏名	69

○職務のため出席した者の職氏名	7 0
○開議の宣告	7 1
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 6 7 号から議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 7 3 号から議案第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○閉会の宣告	1 2 6
○署名	1 2 7

平成 2 6 年 8 月 2 9 日（金曜日）

第 5 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第 1 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成26年8月29日（金）

出席委員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画財政課長	小笠原覚君
税務課長	谷内恭介君	住民生活課長	佐々木俊昭君
健康福祉課長	高森正義君	農林課長	川守田貢君
農村交流推進課長	西村幸作君	商工観光課長	福田修君
建設課長	工藤良夫君	会計管理者	若本勝則君
医療センター事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	工藤元次君
市場長	西村久君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	赤石裕之君
農業委員会事務局長	北山哲君	代表監査委員	山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 幹 留 目 日出子
主 査 留 目 成 人

◎臨時委員長紹介

○事務局長（根市良典君） 本委員会は、先ほどの本会議において設置され、初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によって、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

年長の東寿一委員をご紹介します。東寿一委員は委員長席にお着きください。お願いします。

（臨時委員長 東寿一君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（東寿一君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまでの間、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（東寿一君） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時27分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（東寿一君） 委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（東寿一君） 異議なしと認めます。

互選方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は年長委員の私から、指名することにしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(東寿一君) 異議なしと認めます。

年長委員の私から、指名することに決定いたしました。

委員長に川井健雄君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました川井健雄君を委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(東寿一君) 異議なしと認めます。

川井健雄君が決算特別委員会委員長に当選されました。

委員長が互選されましたので、委員長と交代します。

ご協力、ありがとうございました。

(川井健雄君 委員長席に着く)

○委員長(川井健雄君) ひと言、ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、決算特別委員会の委員長にご推挙いただきまして、誠に光栄であります。

審査に当たりましては、委員各位のご協力をいただきまして、円滑かつ効率的な委員会運営を図っていききたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長(川井健雄君) これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。

互選方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、委員長の私から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。

委員長の私から指名することに決定いたしました。

副委員長に馬場又彦君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました馬場又彦君を決算特別委員会副委員長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。

馬場又彦君が決算特別委員会副委員長に当選されました。これで、副委員長の互選を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(川井健雄君) お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

なお、本委員会は9月3日、午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、ありがとうございました。

(午前10時34分)

平成 2 6 年 9 月 3 日（水曜日）

第 5 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録
（第 2 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成26年9月3日（水）

出席委員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画財政課長	小笠原覚君
税務課長	谷内恭介君	住民生活課長	佐々木俊昭君
健康福祉課長	高森正義君	農林課長	川守田貢君
農村交流推進課長	西村幸作君	商工観光課長	福田修君
建設課長	工藤良夫君	会計管理者	若本勝則君
医療センター事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	工藤元次君
市場長	西村久君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	赤石裕之君
農業委員会事務局長	北山哲君	代表監査委員	山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 幹 留 目 日出子
主 査 留 目 成 人

.....

◎開議の宣告

○委員長（川井健雄君） これより決算特別委員会を再開します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

.....

○委員長（川井健雄君） 本委員会に付託されました案件は、議案第58号から議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件でございます。

.....

◎代表監査委員の審査意見報告

○委員長（川井健雄君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。代表監査委員、山口裕貢君。

（代表監査委員 山口裕貢君 登壇）

○代表監査委員（山口裕貢君） それでは、平成25年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

※川守田稔君 着席

決算における審査対象は、平成25年4月から平成26年3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成26年7月31日、8月1日、4日、5日の4日間実施いたしました。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

それでは、決算特別委員会の審査に当たり、決算の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は歳入総額108億4,582万4,746円、歳出総額105億7,184万6,735円で歳入歳出差引額は2億7,397万8,011円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が6,320万4,000円でありますので、実質収支額は2億1,077万4,011円となり、そのうち減債基金へ1,000万円、財政調整基金へ1億円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、保育料、住宅使用料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど滞納の解消に向けて未納者の状況の把握を徹底し、より実効性のある債権回収策を講じるとともに、新たな未納金を発生させないよう努めていきたい。

また、不納欠損についても安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。

歳出は、決算額と予算額の差引額が4億6,141万9,265円ありますが、翌年度繰越額2億4,015万9,000円を除いた実質の不用額は2億2,126万2,655円であり、実質の予算執行率は97.95%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成25年度末の現金現在高は、24年度末に比較して10億3,505万2,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額102億6,993万79円、歳出総額101億1,215万8,185円で、歳入歳出差引額1億5,777万1,894円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても、収益的収支において黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られて適正に予算執行されております。

なお、国保、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業の各会計の収入未済額については、徴収計画を再吟味するなど、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度においても、全般的に緊縮財政にもかかわらず経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営に当たっては、費用対効果を念頭に置き、さらなる合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスのなお一層の向上を図られるようにご期待を申し上げまして、平成25年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

○委員長（川井健雄君） 代表監査委員の報告が終わりました。

審査に当たり、各委員及び説明員にお願い申し上げます。

質疑及び答弁を行う方は挙手をして、委員長の許可を得てから要点を簡潔明瞭にご発言するようお願いいたします。また、質疑の際には決算書または決算資料のページを告げてから質疑を行うようお願いいたします。

なお、質疑は決算書の内容についてのみにとどめ、議題外に渡る質疑、またはその範囲を超える質疑は行わないようお願いします。

議事進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いします。

それでは、審査を行います。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第58号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（若本勝則君） おはようございます。

それでは、私から議案第58号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、お手元に配付しております資料により、その概要をご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄であります。予算現額110億3,326万6,000円、調定額112億1,780万9,701円に対し、収入済額は108億4,582万4,746円であり、不納欠損額は953万180円、収入未済額は3億6,245万4,775円となり、予算現額と収入済額との比較では、1億8,744万1,254円の減となり、歳入全体の執行率は98.30%となりました。前年度との比較であります。主に国庫支出金、町税等の収入増により、3.15%の増となっております。

それでは、歳入で主な項目についてご説明いたします。

1 款の町税であります。予算現額15億7,075万8,000円、構成比率は14.24%であり、調定額17億369万9,507円に対し、収入済額は15億7,611万2,761円となり、その内訳は、町民税5億5,985万6,422円、固定資産税の8億5,096万4,208円、軽自動車税の5,053万2,400円、市町村たばこ税の1億1,475万9,731円であります。不納欠損額は832万4,896円、収入未済額は1億1,926万

1,850円であり、執行率は100.34%となっております。

6 款、地方消費税交付金であります。予算現額 1 億5,088万7,000円、構成比率は1.37%であり、収入済額は 1 億5,088万7,000円であり、執行率は100.00%となっております。

9 款、地方交付税であります。予算現額58億5,857万5,000円、構成比率は53.10%であり、収入済額は58億5,857万5,000円で昨年と比較して、523万4,000円の減となっております。執行率は100.00%となっております。

11款、分担金及び負担金であります。予算現額 1 億686万8,000円、調定額の 1 億2,019万466円に対し、収入済額は 1 億160万2,137円となり主なものは、児童福祉費負担金であります。収入未済額の1,738万3,045円は主に保育料であり、執行率は95.07%となっております。

12款、使用料及び手数料であります。予算現額 1 億615万円、調定額 1 億2,009万3,253円に対し、収入済額は 1 億540万1,223円となり主なものは、町営住宅使用料となっております。

○委員長（川井健雄君） ここで、暫時休憩とします。

（午前10時16分）

○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を続けてください。

（午前10時17分）

○会計管理者（若本勝則君） 大変、失礼いたしました。先ほど、調定の方の訂正箇所がございましたので、後で、訂正した後の資料を提出しますので、大変申し訳ございません。続けていきます。

13款の国庫支出金であります。予算現額 8 億8,538万6,000円、構成比率は8.02%であり、調定額 8 億9,315万4,281円に対し、収入済額は 8 億2,087万9,281円となり、主なものは、児童手当交付金、障害福祉サービス介護給付費負担金であります。収入未済額の7,227万5,000円は、公営住宅整備事業、道路事業であります。公営住宅整備事業と災害復旧事業が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は92.71%となっております。

14款、県支出金であります。予算現額 6 億4,322万円、構成比率は5.83%であり、調定額 6 億3,946万8,781円に対し、収入済額は 5 億3,555万781円となり、主なものは、社会福祉費負担金、

保険基盤安定事業費負担金、中山間地域総合整備事業委託金であります。農地等災害復旧事業費補助金、子育て支援事業補助金が繰越となっていることから、執行率は83.26%となっております。

19款、諸収入であります。予算現額1億9,996万1,000円、調定額の2億2,551万7,464円に対し収入済額は2億1,919万2,614円となり、主なものは、原子燃料サイクル推進特別対策事業費助成金、奨学資金貸付金の収入であります。収入未済額の632万4,850円は奨学資金貸付金であります。執行率は109.62%となっております。

20款、町債であります。予算現額9億2,990万円、構成比率は8.43%であり、調定額の9億2,830万円に対し、収入済額は8億9,970万円となり、主なものは、臨時財政対策債、合併特例債及び過疎地域自立促進特別事業債であります。収入未済額の2,860万円は、災害復旧事業債、教育債であります。教育債、災害復旧事業債が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は96.75%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。歳出であります。

まず、最後の行の歳出合計欄であります。予算現額110億3,326万6,000円に対し、支出済額は105億7,184万6,735円で、翌年度への繰越額は2億4,015万9,000円であり、不用額は2億2,126万265円、予算現額と支出済額との比較では4億6,141万9,265円の減となり、歳出全体の執行率は95.82%となっております。前年度との比較であります。土木費の除雪経費の増、災害復旧費の増、減債基金積立金の増、障害者福祉費の増により、3.89%の増となっております。

実質収支に関しましては、欄外となりますが、①の歳入歳出差引残額は2億7,397万8,011円、そのうち②の翌年度へ繰り越す一般財源の額は、6,320万4,000円であります。③の実質収支額は、2億1,077万4,011円となり、うち④の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は、1億1,000万円で、その内訳であります。財政調整基金へ1億円、減債基金へは1,000万円を積み立てております。以上により、⑤翌年度への実質の繰越額は、1億77万4,011円となります。

それでは、歳出で主なもの、及び翌年度への繰越額のある項目についてご説明いたします。

2款、総務費であります。予算現額23億1,967万3,000円に対し、支出済額は22億8,266万3,475円で、主なものは、地域交通対策費、減債基金積立金、公共施設整備基金積立金であります。不用額は、3,700万9,525円となり、執行率は98.40%となっております。

3款、民生費であります。予算現額25億3,121万9,000円に対し、支出済額は24億7,296万4,919円で、主なものは、障害者福祉扶助費、児童福祉費であります。翌年度の繰越額は、子ども子育て支援新制度システム導入事業の1,351万円となっております。不用額は4,474万4,081円

となり、執行率は97.70%となっております。

4款、衛生費であります。予算現額8億3,581万1,000円に対し、支出済額は8億2,626万5,454円で、主なものは、一部事務組合の負担金、健診委託料であります。不用額は954万5,546円となり、執行率は98.86%となっております。

6款、農林水産業費であります。予算現額6億7,809万7,000円に対し、支出済額は6億6,694万5,716円で主なものは、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業であります。不用額は1,115万1,284円となり、執行率は98.36%となっております。

7款、商工費であります。予算現額3億1,021万円に対し、支出済額は3億109万1,722円で主なものは、観光事業であります。不用額は911万8,278円となり、執行率は97.06%となっております。

8款、土木費であります。予算現額7億8,189万8,000円に対し、支出済額は6億6,662万9,949円で主なものは、除雪費、道路維持工事費、公営住宅建設工事費であります。翌年度の繰越額は、公営住宅整備事業の1億100万円となっております。不用額は1,426万8,051円となり、執行率は85.26%となっております。

10款、教育費であります。予算現額8億1,117万5,000円に対し、支出済額は7億4,803万5,527円で主なものは、文化財保護費、体育施設管理業務、であります。翌年度への繰越額は、学校施設環境改善交付金事業の2,763万円となっております。不用額は3,550万9,473円となり、執行率は92.22%となっております。

11款、災害復旧費であります。予算現額2億8,110万3,000円に対し、支出済額は1億7,803万3,680円で主なものは、農林水産業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費であります。翌年度への繰越額は、9,801万9,000円でその内訳は公共土木施設災害復旧事業に2,500万円と農林水産業施設災害復旧事業に7,301万9,000円となっております。不用額は505万320円となり、執行率は63.33%となっております。

最後に、12款、公債費であります。予算現額18億5,805万1,000円に対し、支出済額は18億5,455万427円で、不用額は350万573円となり、執行率は99.81%となっております。

また、財産に関する調書につきましては、別にご配布の平成25年度南部町決算書の133ページから138ページまで掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算書各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑ですが、歳入は一括で行います。歳出は、1款から13款まで各款ごとに行ってまいりますので、ご了承願います。

これより、決算書の12ページから37ページまでの歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） まず、31ページですか。真ん中あたりに寄付金でふるさと納税寄付金というのが46万円ですか。あるんですけども。一般論として伺いたいのですけども。この全体の歳入から見るとこの南部町のふるさと納税の寄付金というのは、非常に微々たるもんなわけですけども。たまたま、今朝、テレビを見ていたら「ふるさと納税によって、こんな恩恵がありますよ」というような「お土産いっぱいもらえる」とかそういう番組8時頃やっていたんですよ。

それで、別に物がほしいからふるさとに納税するっていう。物がもらえるからおまけを期待して寄付金を出す人もいますでしょうけども。やっぱり、都会に住んでいる人っていうのは、「自分が生まれ育った所が何ぼでも元気であってほしい」という気持ちを含めて、寄付をしてくれていると思うんです。

そこで、このふるさと納税というのは、一般的にはその日本全体の自治体の場合に、どの程度の比率。歳入全体に対してどの程度の比率で今、推移しているのかと。「ふるさと南部会」というのが旧3町村の分が一緒になって、一本化で今、やっているんですけども。そういう組織だけではなくて、ここの出身者にこういう寄付をして。まあ、例えば1万円でも、3万円でも、10万円でも良いと思うんですけども。寄付をしたら、ふるさとの例えば広報でも定期的に1年に何回でも「地元はこういう状況ですよ」というようなことをPRする。あるいは、こういう頂いたお金は「こういう事業に使って、皆さんのふるさととはこうなりますよ」というような使用目的等、そういうのが定期的に連絡できれば、もうちょっとこの一般的な平均が何ぼか分かんないんですけども。自治体によっては準備したお土産というか。例えば、「1万円ふるさと納税してもらったら、コメを10キロあげますよ」とか「20キロあげます」とか「果物をあげましょう」とか。あるいは、「そこの町の中で使える商品券を2,000円分あげます」とか、色々やってるようですけども。そういうアメっくに釣られてっていうよりは、むしろその人たちも精神的に自分の生まれ育った故郷に寄付をして、地元がこれだけ良くなっているというのが、一番大事じゃないかなと思うんですけど。今のままで良いと思っているのか。もうちょっと趣向を変えて。もうちょっと

お金がふるさと納税がいっぱいふえるようなことはお考えなのかどうか。そこを説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 31ページの寄付金の事でございますけども。81万円、決算額に載ってございますけども。うち、ふるさと納税分は46万円でございます、ほかの35万円につきましては一般の寄付というものでございました。

議員ご質問の全国の割合といいますか。そこまで私も今、おさえていないんですけども。先般、中村議員さんの方からも質問があった時点で、「ふるさと納税に対して何か町の特産品を送る考えはないのか」ということで、ご質問があった経緯がございますので、町と致しましても町長の指示によってふるさと納税を寄付いただいた方々に、今現在は町の広報を送って。後は礼状を送っているという状況でございます。ですので、これに対して何らかの物品をですね。特産品をとということも今、検討中でございます。歳出の予算が必要でございますので。どういうふうなものが良いのか。また、金額に対してどのへんと。全国的に非常に今、注目されている市町村では、300万円以上の方々には非常に豪華な牛肉とか。そういうのが非常にインターネット上に出ていますし。今、あるソフト会社では、「ふるさと納税の一括業務の委託を受けます」というふうな事まで、今、出てきております。ですので、うちの町ではそこまで検討しておりませんけども、まずは、とりあえずは26年度中に今現在、ふるさと納税をいただいた方々に対しましては、広報のみならず、補正対応でもいたしまして、物品、あるいは特産品等々のお礼というふうなことを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） あと、税収。歳入に対する自主財源の比率と言いますか。24年度に比べて1.5%ほどふえていると。これは喜ばしいことだと思うんですけど。本来は、最低3割かそれぐらいは自主財源を確保しながらやるのが本当は地方自治とすれば理想じゃないかなと思うんですけども。いくらか景気も良くなってきて、この先の見通しからいけば、自主財源の比率はふえていくんじゃないかなと期待したいところなんですけども。その辺の見通しとか。とりあえず、24年度から見れば1.5%向上したと。分母もふえているもんですから、実質の数字はもうちょっ

とふえたことになるんだと思うんですけども。その辺の主な要因とかその辺がわかる範囲で説明していただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 今、工藤久夫議員さんから質問がありましたけども。税込の部分で増額になっているということで。議員ご指摘のとおり24年度に比べまして、経済的な部分でもある程度上昇したのかなという見方。申告的な部分で収入なんか見ましても、若干、会社の方に務めている方々が若干、人数がふえてきているのかなという見方の部分がありますし。それと、固定資産等で見ますと新築。これは5%から8%部分のアップへの駆け込みの部分があったのかもしれませんが。若干、新築の家屋もふえまして。通年ですと60棟くらいが新築家屋の部分であったんですけども、25年度で言いますと93棟位でしたでしょうか、新築部分でふえておりました。その辺の部分で若干、経済的にも良くなってきているのかなという見方でございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 決算書を見ますと私、前から収入未済額の解決と言いますか。その辺に力を注ぐべきだと何回も主張して来ました。それで、滞納繰越金と言う数字が出てきます。新しい年度になりますと。その中でですね、ちょっと不可解な数字が出てきたのを確認しました。過年度。私の手元にあるのは、23年度の決算から24年度、今審議される25年度分の3年分しかありませんけれども。我々の決算の時に、収入未済額が例えば「1,000万円です」ということで我々は承認しております。ところが、次年度の決算書に出てきた時には、「繰越分は980万円です」という数字。なんにもこれは途中の説明がない。町税だけではなくて、私がちょっと気になって調べた中には、6項目位あります。繰越金のある事業ですね。収入、使用料、負担金、町税、固定資産税。そういう数字が過去にも数字的に多い時には何十万の数字がポンと繰越額として繰越分として載った数字が変更してるんですよ。その途中ではもちろん、色んな手続きして理由があってそうなっていると思うんですけども。我々が承認しているのはあくまでも「収入未済額がいくら」というのを承認しております。当然、その数字が次年度には載って、途中でどういう事務作業をして、また未済額が出たかというのを見るわけですよ。そこに目が行きます。それやら

ないと、例えば、結果だけ見れば。例えば今まで督促状、1,000円督促状やったのが、いつのまにか980円に数字が変わったように見えるんですよ。数字が減っているところは。多くなっていれば、督促状の数字が変わった。個人が年寄りは見ないかもしれないけども。「やっぱり変わってればおかしい」というような表現の決算書になっている。ですから、途中ではですね。収入未済額が発生した時点で、次までの間には手続きが色々あると思います。大変、職員の方々も難しい手続きをしながら処理していかななくてはならない問題もあると思いますけども。何項目も繰越金の所で発生しているものですから。その辺の事務処理というのはちゃんとやらなければ誤解を招くと。我々議会で「お前たち何承認した」ということになりますよ。去年までは繰越金が1,000万円ありました。ことし繰越分が980万円しかありませんというのは何も見ないでやったんですか。それを突き詰めていけばですね。それこそ会計の審査の数字まで影響するような数字になる。結果から見ればですよ。結果から見れば。決算書だけ見ていけばそういう処理がされている。ですから、各それぞれ繰越を持っている職員というかその担当部署は、この辺は徹底的に審査しながら、事細かくお互いにチェックし合いながら、誰にでもわかるような処理をして、決算書にもそれが明らかになるように。途中でこういう手続きがあって、この数字になる。これでスタートしましたというのがなければ、決算書だけの数字を見ますと金額が変わっているんですよ。23年から24年、24年から25年。「繰越金と収入未済額です」って発表したのと、次の年の繰り越し分という数字が。これはやはり、経理上はあってはならない。あってはならないことですからあえて、項目の質問をする前に、そういう事務処理というのは徹底してやってもらわないと。一般の国からもらう交付金とかなんか色々、それはもう手続き上の問題ですから分かりますけど。ただ、個人に関わるものは、個人相手ですから。収入未済があるからちゃんともらわなきゃ。それが例えば役場の職員のミスで本当は1,000円もらえばいいものをあんだ1,200円だ。1,200円だ。1200円だ。調べてみたら1,000円だったっていうようなことがあってはならないんですよ。その辺の事務処理。どこが一番指導する立場にあるのかわかりませんけども。決算上だけ見れば、私が調べただけでも、繰越管理を持っている。例えば、あります。奨学金でも貸しつけるのは、返済のところでも途中で金額変わってました。奨学金でも変わってます。それからですね、例えば個人町民税も23年、24年というところで全部、数字が変わってます。それから、固定資産税も変わってます。軽自動車税も変わってます。それから、児童福祉。さっき健康福祉課長からも私も指摘しなければ2万何百円というのはチェックしてます。それは前もって訂正。それもそうなんです。実際に変わってるんですよ。

それから、もう一つ処理の仕方でこれ何で去年まで収入未済額って載ったのが、新しい年には

ゼロなんですよ。無いんですよ。繰越分が。で、それ減らした数字だけ載っているっていう項目があります。ですから、過去の決算の内容までどうのこうのというわけにはいきませんが、ただ、繰り越しというのはこれは継続していますから。ほかの予算については私も単年度決算ですから使ったっていう結果というのは分かりますけども。繰り越し分については、厳格に管理してやっていかないと、いらない誤解を招く。「ならん」と言っても我々が「訂正しなければ承認しない」となればこれはもっと大変なことです。そこまでは言いませんけども。繰り越し分の処理の仕方にはもっと、事細かく事務処理が必要であれば事務処理をすれば良いんですよ。それが明らかになるような処理の仕方をして、決算書を作り上げていかないと。私見て「これはおかしい」と「これは徹底的にやらなければならない問題かな」と思ったんですけども、まず、理由があるだろうから。もし、私が言った項目の中で「実はこういう項目で、ここは訂正、結果だけ載せました」という担当課長がありましたら答弁もらうし。あと、事務局全体の数字をやる財政課長がみてるのかどうか分かりませんが。そういう事務処理のことをやっていかないと誤解を招いた決算書、承認できない決算書が出てくるというような感じになってます。何回も言います。繰り越し管理を持っている部署の担当課は事務処理については徹底的な見直し。チェック体制っていうものを作っていただきたい。それに対して何か答弁あれば。その項目については後で質問します。質問します。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） ただ今、ご指摘をいただきました決算書の前年度の町税をはじめとする収入未済額と当年度の滞納繰越分の調定額。これは、私も少なくともイコールで、同額であるべきだと思います。一部、不突合があったという事でございますので、お詫びを申し上げます。と思います。

町税もそうですし、それから使用料、手数料などもそうです。少なくともですね、収入未済額のこの管理ということについては、厳然と取り扱って行かなければならないものでございます。

収入未済額が出てくれば、当然、そこで督促をして、収入になればその分差し引く。またふえれば、その分が収入未済額は加算されると。バックデータをまず、しっかり見ていかなければ、計数をしっかりと把握できませんので。そこはですね、各課長にお願いをしなければならない部分ではありますが、しっかりとお願いをしてですね。前年度の決算と当年度の決算書と少なくとも不突合がないように。計数が正確であるように。これからはしっかり務めてまいりたいという

ふうにご考えてございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 収入未済額なんですけども、災害復旧工事がことしありましたけども、これに関しては工期を5月31日までということで、繰越明許をしてございます。ということで、そのまま収入未済額ということで上げていますけれども。これがまた、繰り越した工事が設計変更になった場合、26年度の実績になるのですけども。工事が変更になった場合はその分の減額ということにもなります。そこで、決算に載っている金額とまた来年の決算額と違う場合もございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 町税と軽自動車税で若干、違いがあるということでご指摘がありましたけども。町県民税につきましては、町の方で県民税も一緒に徴収しているわけでございまして。県の方の滞納分につきましては集めて県の方に納める時に按分率というものがございまして。それを掛けて県の方に送付しているわけでございますけども。その時点で県の方では、一回町の方に示している按分率が出納閉鎖後の6月になってから、確定した按分率を町の方に連絡が来ます。「こっちで計算してください」と。そのために、前の按分率で計算した分と確定した按分率の違い分が出まして、そこで繰り越しが合わなかったという部分が一点。それから、軽自動車につきましては、出納閉鎖時点において、還付金ですね。軽自動車税の還付金があったのを本人がまだもらいに来ていないというか。本人に返ささっていないという部分で、21,600円ほど合わなくっております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 奨学金の滞納繰越分が違ったりしているというふうなことでございます。これまで、一般会計分と基金分とで二通りで貸していた部分がございます。例えば、今月10万円返すのですけども、一般会計には7万、基金分には3万というふうな事のやつがございます。一人か二人分をちょっと基金分から動かしたり、一般の分から動かしたといふようなこと

がございました。よろしくお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 特別会計の説明になりますけども、繰越額が生じている部分につきましては、国保会計の場合ですと基金繰入額が3分の1ということで、決算書自体の最後のページの方に出てきます。それから介護保険であれば、3年間一計画として基金に入れたり、出したりして操作しているので、直接決算書の金額の方には表れてきておりません。以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） だから、理由があって処理しているのであれば、書類上やっぱり決算書の審議の時に分かるような形のものがなければだめなんですよ。それでなければ私のように「数字が違うこれはおかしい」と「もう一回、やり直さなければだめだ」ということになるんですよ。だから、さっき奨学金のやつも3万円、途中で数字が変わっているんですよ。滞納繰越金の数字が。それはそういう基金とのあれが。それがだからどっかの形で行政報告でも良いんですよ。それで、こういう形で組み替えたとか何かっていう数字がどっかに説明があればですね。それは、さっき言った農林課長の言ったようなのは我々も議会でも説明されていますから。繰り越しするとかそういうのは誰も未収どうのこうのってことは問題にしません。ただ私、言うのは。本当に使用料とか負担金とか個人に関わるものがそういう処理されていくというのはね。やっぱり、途中で督促料の金額が変わった数字やってんじゃないかと思うような結果として出てきているもんですから。その辺がどうも私、やるべき手続きはしたならそれが分かるような資料と言いますか。何かの形で事務手続きの説明をするようなことをしないと。例えば、住宅使用料なんてある年は38万も減ってますよ。38万8,000円。23年、24年で変わる時に。我々に説明したのがですね。収入未済額880万8,280円という報告した。ところが24年度のとき842万20円繰り越し分ですと。38万8,000円違うんですここで。何があったかわかりません。極端な言い方すればですね。大きい数字もある。小さい数字もある。何百円というのものもある。その辺がなんでこうなったかという分かる資料がないと審議の過程で「おかしい」と「この数字も間違っているんじゃないか」というような感覚を持たれますからですね。その辺はやっぱりこれから、決算書をまとめる決算していく、公金を扱うってなればやっぱり、慎重、それからまた、何でこの数字のせなきやない

というのが分かる。これを載せる場合は上司その他も全部分かるようなチェック体制を作ってやっていくということをまず、大前提に考えてもらいたいということをまず、最初、要望しておきたいと思います。その他に何か「説明を私やります」っていう方あれば答弁を聞きたいんですが。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 先ほど申し上げた通りでございますけども。収入未済額とその次の年度の滞納繰越額の突合の問題ですけども。おっしゃる通りですね、税務課からも健康福祉課からも聞いておりますけども。きちんと理由があったということでございますけれども。その調定額の修正をする場合には、やはり年度の途中でしっかり起案をしてですね。理由をはっきりさせて。減らすなら減らす。ふやすならふやすと。いうことをすべきだと思います。ただ、決算書上は単純に合わせるべきところは合わせなければならないということで、そういう姿勢を強く持っていなければならないということが一つ。

それから、複数の職員でしっかりチェックをして、この数字は間違いないかどうか。そこが一番大切なかなというふうに思いますので、その辺はご指摘をいただきましたので、これを踏まえてですね。内部でそういうふうにしっかり、計数把握に努めるように。あるいは、間違いのない記載をするように務めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 先ほど中館議員の方から23年、24年の住宅使用料が額が違っているということでご指摘をいただきました。それで私今、24年度と25年度が額が同じということでお答えいたしますので。申し訳ございません。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 最後に歳入のことでちょっと、基本的な事を教えていただきたいんですけども。昨日、川守田さんの質問でもいわゆる合併特例債だとかその辺で、今はあめの部分でちょっと通常の算定基準より余計、交付金をもらっているというのは分かるんですけども。それが28年から三十二、三年に掛けて減っていくと。それはそれでそういう方向だから止むを得ないな

と思うんですが。例えば平成18年に合併した時点では、ここの人口は二万二千四、五百あったように思うんですよ。最近の広報を見てると、1万9,600とかそういう数字だけですね。よく私ら感じるのは、大体、人口一人当たり交付金が年間16万入るんだとか20万はいるんだとかって言われていますけど。その算定の基準の時に人口がどんどん減っていくのは、5年度毎の国調の数字でもって変わっていくのか。毎年毎年の役場からの「今年の人口はなんぼですよ」っていうので変わっていくのか。そうすると例えばですね。平成18年に合併しました。2万2,500人ありましたとすれば。例えば、今は1万9,600人ですよ。じゃあ平成32年になったら。あと8年経ったら何ぼになるんだいという、下手すると更に2,000から3,000人減るような可能性がありますよね。そうすると、例えばトータル5,000人減った場合は、一人あたり20万違うとしたら、10億円違うわけですよ。そういう計算になるもので。例えば今の人口の動静でいけば、人口が減ってきたのが実際、交付金に反映されて数字が減ってくるのがどういうふうな時間差で考えられるのか。分かる範囲で説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 人口減少と地方交付税の見通しのお話しでございますが。最新の数字ですね。地方交付税はご承知のとおり、町の面積ですとか、あるいは人口、それから道路の延長とかですね。例えば、学校であれば学校の数だとか。そういうもので算定されております。最新の数字で人口を基礎数値として地方交付税は大体15万4,000円ほどでございます。実は平成17年国勢調査から平成22年国勢調査で確か1,700人弱位人口は減ってございます。その例で次に平成27年度、来年度また国勢調査がございまして。またその5年後といきますので。大体、1,500人程度減りますと地方交付税では今の単位費用でいきますと2億4,000万ほどの減額になっていきます。ですので、6月の議会でも工藤久夫議員さんからご質問がございました増田さんが出された人口減少問題ですね。あれでいくと30年後にはかなり減るという予想がされていましたが。ということで、昨日の一般質問の町長の答弁の中にもございました。合併算定替から一本算定になって10億5,000万ほど平成33年度には減ります。そういうことと、合わせてやはり、人口減少問題というのは地方交付税には大きく影を落としていくということで、私どもも大変、危惧をしておりますので。昨日の町長の答弁にもありましたとおり計画的な財政運営が必要になってくるというふうに存じております。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 若干、項目についてお聞きします。12ページ。13ページに掛かりますけれども。歳入の中で繰り越し分の回収と言いますか。それぞれ固定資産税、町民税等今までより多い数字が回収されています。その中でですね。去年、一昨年からですかね県滞納整理機構に依頼して納めた数字。それとも自主的に。まあ自主的というのは、町民と折衝の中でやったのがあるかもしれません。その頼んで回収された数字というのがわかればお聞きしたいのと。

もう一つは、18、19ページに関わる、土木使用料。住宅の滞納額がどんどんどんどんふえてます。23年から比べると500万以上の数字が繰越金。滞納繰越金として出てきてました。この辺は。前も聞いて「なかなか行っても取れない」「出すわけにはいかない」という話があったのですけれども。この辺についてはどういう対策してるか。そういう行動がわかれば、その回収と言いますか。減らすための、回収するための何かの手段がないのか。もうどんどんふえるのはこれは止むを得ないと思っているのか。それともこういう方法で何か活動しているのがあれば質問いたします。回答ください。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 中舘議員さんからご質問がありました、県の滞納整理機構さんの方へお願いしてどのくらいの回収になっているのかというご質問でございましたけれども。24年から機構さんが名称が変わりましてそういう組織になりましたけれども。24、25年でうちの方で回収していただいた件数分ですけれども。1,006件分になりまして、3,453万2,783円。24年と25年トータルですけれども。その分、回収していただいております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 中舘議員にお答え致します。住宅使用料の収入未済額ですけれども、当年度が523万580円。同じく繰り越し分が860万3,090円となっております。トータルで1,383万3,670円ということで前年度よりかなり多くなってございます。対応と致しましては、滞納の繰り越しの世帯は、現年度繰り越ししている世帯が多い状況でありますので、同じ世帯の繰越額が多くなっているということで。特に高額滞納者また、新規の滞納者をふやさないように戸別訪問

致しまして、強化して徴収に務めたいと考えております。以上でございます。

※中村善一君 着席

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

ここで、11時20分まで休憩いたします。

（午前11時06分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時20分）

.....
○委員長（川井健雄君） 続いて、歳出の質疑を行います。

まず、38、39ページの1款、議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終わります。

次に、38ページから59ページまでの2款総務費の質疑を行います。質疑ございませんか。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページ数は47ページでございます。6目企画費の委託料のところですけども。昨年の決算の時にここの部分に再生可能エネルギー導入可能性調査業務というのがありました200万位だったと思いますけども。その時に、24年度中には方向性が出てくるという話しを確かしておったと思いますけども。この調査結果っていうのはどういう調査結果が出たのかお知らせいただきたいと思います。

※工藤幸子君 着席

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 土地改良団体事業連合会に委託した小水力発電の可能性調査でございました。結論から言いますと「可能性は少ない」ということで「適地はない」ということでございましたが。今年度に入りまして、また土地改良団体事業連合会の方からお話しがございまして、国の方でも支援事業があつて。それを導入すれば小水力だけでは難しいんだけれども、その他の例えば太陽光エネルギーとミックスしてやれば「可能なところも出てくる」ということで。実は本年度、経費は掛かりません。掛からないんですが、昨年の調査を委託した当南部町との関係を重視して、「そちらの方で調査をしてあげましょう」ということで。現在、引き続き調査をしていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ぜひその調査結果が出ましたらお知らせいただきたいと思います。お願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数で言えば40、41ページに関わる所ですね。2款の1目一般管理費のところで、共済費の残高といいますか不用額が437万5,367円という数字が出ています。内容を見ますと、予算では、例えば共済組合の負担金が六千三百何十万という予算獲得ということで承認した記憶がございました。実際には、五千四百八十何万ですということですけども。こんなに共済組合の負担金が予算、決算で違うというのは何が原因だったんですか。原因。まず、どういう理由でこれがここまで減った。途中で制度が変わったのかそれがまず一つですね。まず、先にそれをお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 共済組合負担金につきましては、ここの部分は年度分の共済組合

負担金とあと、ご承知かと思いますが昭和37年以前の恩給をもらっている方々の部分の追加費用というのも含まれてございます。これが3,000万円ほどでございますけども。まず、それを含めて予算化6,300万円ほどしていたわけでございますけども。とりわけ共済組合負担金につきましては、全科目の中で給料を払っている支出項目のところに4共済費というのがあります。それで、トータルでうちの方は出しておりますけども。基本的には給料分掛ける率で算数で出てくるわけでございますけども。年度当初、予算を組む時は。例えば25年度の予算を組む時は24年度に居た職員の張り付いている給料で予算を組みます。ですので、高い給料の方がいらっしゃると当然、そこは共済組合負担金の予算を多く盛る。それで、人事異動等によりまして新人職員が来ますとグッと下がるというわけでございます、そういうことがございます。逆もしかりでございます、給料が上がっている款項目ところに張り付いた共済費は上がっている。多分、その時は追加補正で足りないですから必ず補正している。余裕があるところは、ちょっと補正を抑えてやっていくというのが常套でございます、特に2、1、1はある程度全体をまとめているところもございますので、少し余裕を持ちながらということもございますが、議員ご指摘あったように、予算、途中を見据えながら減額できるものはしてくと。財政当局と詰めながら今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） わかりました。次にですね、2款の44、45に関わります。ここに6目の企画費の中に地域おこし協力隊の活動についての報告。行政報告の8ページにも有りました。その中で。実は何で私がこの質問をするのかと言いますと、6月の29日ですか。中央公民館で「町づくりフォーラム」というのがあったんですよ。たまたまチラシ入ったものですから、私もどれぐらいの方々が参加するかと思って行ってみたら、主催者の期待を裏切られて、ホールでやる予定が町民室に移動して小さくやったということとで、それほど興味ないのかなと思って。その中でたまたま、南部町に来てます地域おこし協力隊の方が自分の活動報告もありました。その中でですね、行政報告の中では菊を使ったものが「良くやった」という報告になってますけれども、実はこの方は「これは失敗だった」と発言していました。「町民から批判された」と。なぜやったかと言うとこの人が自分で作って、自分で発表に行ったんですよ。実際に、現実には。地域の方がやったんじゃない。自分がやって、自分が発表して東北大会なんかいってもやった。それは、協力隊というのは一番やってはいけない業務なんだそうです。実際には。協力隊というのは、地

域の方々を興す。そういう方々の気持ちを助けてあげる。そうやって持ちあげていくのが協力隊の活動なのに、自分は自分が自ら発表に行ったら、ある町民から「誰も作る人いない」と言われたそうです。「そんな手間暇ない」「あんた好きでやっているべ」というような。協力隊そのものは一生懸命やっているんですよ。やってるけどもそういう土壌づくりも協力隊を導入する以上は、町民にもそういう土壌づくりをしてあげないと、浮いてしまっているんですよ。協力隊が一生懸命やろうと思っても「これが良いかな」と思ってやっても誰もそれに乗って来なかったと。結果的には自分が発表して自分がやったけども、「自分のやり方が間違っていました」と反省の弁を言っていました。交流推進課の課長はその辺はどう聞いてこの報告書を書いたのか分かりませんが。結果的には協力隊の活動とすれば、良くなかったということなんですよ。だから、その土壌づくりからどういう形が良いか。その協力隊の活動についてですね、まず、担当課長はどういうあれを持っているか。まず聞いてみたいんですが。質問します。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 中舘議員のご質問にお答えいたします。先ほどのご質問の件につきましては、少し、地域おこし協力隊の方とこの件につきましてはお話しをした経緯がございます。その中で、若干ですね、中舘さんのご理解、私どもの説明不足。本人から聞きますと、その発表した時の内容がちょっと不足したのかなというふうなこともありました。と言いますのは、彼女。協力隊の方なんですが、協力隊が一生懸命頑張りすぎると、地元の方々の「一生懸命、一緒にやろう」という意識が薄れてきて、任せっ切りになっちゃうというふうなことから「町民の自主性を奪ってしまったのではないかな」ということをそのフォーラムの時に発表したらしいと。そういう意思で発表したということを伺っておりました。そういうふうなことで、やはり町民を活かす。町民を前面に出す。というふうなことも必要であろうというふうな趣旨を発言されたというふうなことを伺っておりまして、今後も地域おこし協力隊のみなさんには一生懸命。ある時は後方支援。ある時は町のPRというふうな形で「そういうスタンスで頑張っていきたい」また「行なってもらいたい」というふうな考え方で我々も一緒に進めるというふうな現状でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君）　まず、本人の言葉を私、その場に居て、その場で報告を聞いていましたから。本人が「失敗しました」と。なぜ失敗したかという先ほどのようなことを言ったんですよ。「私がやった」と。これはやはり協力隊とすれば、本来の趣旨からいけば「違う」と。後押し。地域に行ってアイデアは出すけども、後押しとそういうのに徹しないと。これからも南部町は二人の協力隊が来てるのですから。どういう形で活動させるのが良いかっていうのはやっぱり、総合的に検討してみる必要があって、その方も最後には南部町に残りたいというぐらいの気持ちになるぐらい、やってあげないと。せっかく協力隊で来て、終わったらさよならで帰るんではやっぱり、協力隊を町でやっている意味がなくなるというわけではないでしょうけども。この前、テレビでやっていました。やっぱりそこに住んだ方いますよね、協力隊として来て「良かった」と。そこの方々と協力してやれたと。それで自分ももう少し頑張りたいと残っている方もいますから。まず、そういう誘導、誘導じゃないでしょうけども。町とすれば協力隊を活用する以上は、そうした補助と言いますか、ことも必要かと思いますので。実際に私、その場に行ったことからですね、一応、質問と言いますか、考え方のことを聞いてみました。

それから、次ですね。48、49ページに渡ります。2款の9目自治振興費の中で、19節ですね。負担金、補助金のところで、集会施設維持管理費187万117円で。3ページの行政報告の中では、「上手く統一を図れてやった」というような文章になってます。ただ、私の所にですね、ある方からきたのは、例えば、集会施設でも金の出所によって「この金使ってここ建てる」って建てた集会所もありますよね。例えば、斗賀にある元気館。あるいは福祉関係の予算を使って、その目的で建てた集会場。鳥谷の我々の所も福祉医療保険事務所というか保健と言うような感じで。この統一したというのは全部一緒に統一したんですか。そういう集会所も集会所という感覚で管理する事になった。これは、そういう問題が起こらないで上手い具合に全部「わかりました」という状態になったかどうかまず最初、お聞きしたいのですが。

○委員長（川井健雄君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　集会場の負担のあり方につきましては、合併以来、旧3地区におきまして、全然違うと。福地地区の集会所に関しましては、当時、村立で建てて、全部、経費も村持ち。旧名川地区に置いては、公設で建てたものはある程度、維持管理費も町で負担。その他に、地域で「やっぱりこれが必要だ」ということで、別に地域だけの力で建てた集会所。これは、基本的に維持費も全部、町内持ちと。南部地区につきましては、ほとんどが民設という考えでご

ございましたけども。公設で建てた建物につきましても、基本的には民設という取り扱いで、維持管理費等はほとんどが土地の借り上げ代とかそういうのまで含めて、全部町内持ちという。三者三様でございました。それをまず、統一しなければならないというのは、ずっと検討してきたわけでございますけども。まず、維持管理費の考え方につきましては、これまで全部、町持ちだった地区に関しても負担していただこうと。町内持ちだけだったところも、町も負担していきましよう。という考えをまず、線を引きました。今度は公設。町で建てた施設に関してとあとは町内が必要に応じて建てた施設というのがありました。それに関しましても、押し述べてその地区で住民の方々が公平感を持って運用していくんだということから鑑みまして、基本的には町は基本料金は持ちます。光熱水費。電気、水道、下水。基本料金は町持ちでやります。その他、土地の借上げあるいは保険料、浄化槽、消防施設の点検等はですね。5分の4は町が待ちますが、5分の1は町内で負担してくださいというふうなことで、一線を引きて、基本的には民設であろうがなんであろうがこれに則ってやることにいたしました。それで今まで、負担していなかった例えば福地地区の方がほとんど負担していなかったわけですけど、負担が生じました。また、南部地区に関しましては、今まで全額自分で負担していたのが、電気料、あるいは土地代のそれぞれ基本料なり5分の4分が町から補助されるということになったものですから、町内としては有る部分、助かっているというふうなことがあります。これにつきましては、行政員の皆様に何回か集まっていただき、金額もある程度提示して「この位の今度は出していただくのはこの位になりますよ」と。土地代は全部町で賃貸料を出していましたが「今度は5分の1は町内で出していただきますよ」と「いいですか」と。まず、合意を得ました。全部合意を得たつもりでございます。でも、基本的には例えば町で大きな施設を造って町内に使っていただく。例えば名川地区ですと鳥舌内地区の建物は非常に大きいでございます。あれを全部、基本料金以外を町内で持つと言うと非常に電気代等は、あそこはエアコンも完備しておりますので、基本料金ももちろん高いんでございますけども、街灯も立派なのがついて、非常に電気代だけで何十万の負担となるというところに関しましては、その町内で、例えば去年、荒町、諏訪ノ平の地区に集会所を建てましたが、世帯数に応じた面積もある程度基準を決めましたので、大きい施設に関しましても、その面積分に関しての按分を用いまして、最大限これくらいは町内の負担ということで、限度をある程度、町内と合意して決めさせていただいたものでございまして、基本的には先ほど申し上げましたように公設、民設合わせて77カ所の施設でございまして、全部の施設に関しましてはそういう基本を用いて合意をして支払い、または補助金としてうちの方で出したもの。入れていただいたものというふうにして、25年度はそれで納得いただきましたので「やりましよう」と。

26年度も一応、このままいきたいというふうに思っています。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 見ましても確かに、私の資料、これは古いかも知れません。民設でやったのが45カ所ありましたですね。公設25カ所。その他にもふえてますから77カ所ですけども。そうすれば、例えば建て方が何の補助金をどういう形で名称が何だろうと、集会所って統一して管理するとうことにしたということですね。そうすれば、これから例えば町内会で自分たちで建てようとするば、これを該当させていくってことですよね。町内会が自分たちで建てた分も町ではそういう費用については、負担してもらえんという解釈で良いんですかこれは。その辺がありました。さっき私が何でこれを言ったかというとその集会使うのも、例えば基本料金が多くなるのが。例えば町の。町から例えば、昨日ですか福祉課長が言いました。例えば「元気館を使ってモデルとしてやりたい」ということを言ってましたね。そうすれば例えば、今までよりもそういう所は夜、例えばやるとすれば電気料様々どんどんふえていくと思うんですよ。一生懸命やればやるほど。やればやるほどふえていくんですけども。例えば介護や福祉、そういうので町内会館使った場合にもオーバー分については「あんた方払いなさいよ」っていうことなのか。それとも、主催者の方である程度その辺は協議しながら負担していくのかっていうのは、その辺はどうなんですか。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） まず、これから例えば、集会所を建ててそれもこういう該当になるのかということでございますけども。基本的には今の77カ所以外に新しく、新設で「うちの町内もほしい」となると、それは非常に協議が必要だなというふうに思っています。基本的には今の数がベストではないんですけども、これで行きたいなというのが町内会に説明している所であります。また、町独自で健康教室なり選挙、色々な活動で施設を使います。その分で基本料金を超えてる分につきましては、回数をこちらで控えておりますので、その地区の皆さんと相談して、そこは何回分使ったと町の分が何回分ということであれば、それを按分してそれを全部、町内会の方の負担にしないというふうなやり方で計算してございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 50から51ページに掛けての情報化推進費というので、まあこれ3,900万円、約4,000万お金出てるんですけど。私ら商売やっていて感じることは、役場でもそれぞれの課があってそれぞれの色んな目的があって、コンピューターいっぱい使ってると思うんですけども。私らの商売やっている感覚からいくとえらいこのネットワークの保守だとか、このソフトの開発費だ。あれの代だ。これの代だっていうのがばかみたいに高いなっていうふうに感じるんですね。例えば、私らまったく素人の発想ですけども。三八地区の市町村は全部同じソフトを使って同じやり方をやったら半分でも3分の1でもできるんじゃないかなと。あるいは青森県全体の自治体が全部同じのを使ったらもっと安くなるんじゃないかなって常に思うわけです。そういう話し合いは現在、成されてるのか成されていないのかと。このまんまこれを繰り返していくということは、コンピューターのソフトウェアの良い餌食になっているなという気もするんですよ。もうちょっとこのソフトだとかパソコンの使い方安くやる方法っていうのは、有って然るべきだし。前は私ら旧福地の時は、八戸の市役所で導入しているのと同じのをやって、八戸のパソコンを使う、つなぐことによって安くしているとかって聞いた事あるんですけど。そういう検討とか協議っていうのは有るのかないのかちょっと、ご説明お願いします。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 情報化推進費のところで、大きな金額がここに載ってございまして。以前の議会で確か川守田議員さんのご質問にお答えしたと思いますが。コンピューターの共同使用ということで、クラウドという表現してますけども。クラウドの導入について、実は弘前地区はすでに今年ですね。確かあそこは4市町村でしたか。組んでスタートしているということがございました。クラウドの話は以前から出ておりまして。工藤久夫議員さんご指摘のとおりですね。一つの町だけでハードを揃え、それにソフトを入れて運用していくとものすごく経費が掛かりますので。うちの方でも、三戸郡の町村会の方をお願いをして話し合いを今年度から進めております。現実として今、各市町村で使っているコンピューター機器のメーカーも違いますし、ソフトも違います。それを統合していかなければなりません。現実問題として伝票の様式なども変わってきますので。町村によっては、積極的なところもあれば、そうでないところもありますので。そこは足並みを揃えてですね。どこの町村も経費が嵩めばそれは決して望ましくはな

いわけで。なるべく、経費節減を図っていきたいという姿勢は同じでございますので、そこはちょっと時間がかかりますけども話し合いをして。ある程度の年数のところで。つまり、今持っているハードが古くなって行って、更新する時期。まあ大体、目標年次を決めてですね。そこまでに、それぞれの町村が努力をして、考え方を統一して「ハードはこれで行こう、ソフトはこれで行こう」伝票の様式だとかそういうのは「こういう様式でやりましょう」というふうな意思統一をして進めるようにですね。そういうイメージで今、話し合いに入っております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、２款、総務費の質疑を終わります。

次に、58ページから73ページまでの３款、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページ数が前後するのですが、ご了承願いたいと思います。項目としては、学童保育に関する件です。行政報告書では15ページ。決算書は72ページから73ページにかけて。３款２項４目７節児童福祉費の学童保育費、賃金についてお伺いいたします。

各学童保育の職員は、臨時で働かれておるのでしょうか。また、各施設の職員数と身分をお知らせ願います。

ざっと、質問内容をお知らせした方がよろしいですか。あと、２件、３件ありますが、いかがですか。

○委員長（川井健雄君） １点ごとをお願いします。（「１点、お願いいたします」の声あり）
健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 学童保育に勤務している職員ですけども、全員、臨時職員です。保育士資格を持った者と持っていない方がおられます。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 事前に私も調べれば良かったのですが、名久井なかよしクラブには30名、剣吉なかよしクラブには24名、名川南なかよしクラブには3名、向児童クラブには21名、南部児童クラブは25名、杉沢中学校学区学童保育クラブは9名、福地中学校学区学童保育クラブには57名の児童がおられますが、その建物の面積と職員の皆さんがどのように関わっているのか実情をお聞きしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 手元に今、資料がないものですから、概要になります。今現在、7クラブ、決算では出てきていますが。最後の福地中学校学区学童保育クラブ。これは、国の基準によって50名以上のクラブは好ましくまいということで、二つに分けております。よって、児童の数が多い場合は、当然、保育士なり職員の数を増やすような工夫をしています。中で、10名以下の箇所、昨年は2カ所ありましたが、簡単に言うと保護者の居ない家庭の低学年児童を保育するってことになりますので、継続するうえでは十分、慎重にしながらやっていきたいと考えております。

年々、預かる児童は減っていますけれども、全国平均に比べれば若干、少ない傾向なのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今、ご説明がありました、一人あたりの児童に対する面積が今、問題ということで、質問したのですが。やはり、施設は確保されておられるようですが、そこにおられる一人あたりの児童の面積がやはり、狭くなるということでは大変、苦しゅうございますので、その点を改善していただくように予算措置をお願いいたします。

また、1時間延長するための予算が組まれたと思いますが、その成果はいかがでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 先ほどの面積につきましては、後日調べたうえでご報告申し上げます。

げます。ただ、今現在使っている施設につきましては十分な広さは確保しております。議会最終日に出てきました基準につきましても満たしているものです。

それから、延長されたことについての話しになりますが、過去に八木田議員のほうから延長できないものかということでアンケートをとったうえで、半分賛成、半分反対という結果だったんですけど、「試行的にやってみましょう」ということでやったところ、7割から8割の方が大変、喜んでくれて好評でした。月額利用料金2,300円っていうのは、一たん、試行的にやったものですから、据え置きでやっております。若干、関わる職員の賃金はアップしておりましたが、今年度、消費税のこともありましたけれども。今後、若干、その辺については検討していきたい。延長した時間については、大変好評だったわけなんですけれども、果たしてその時間が本当に良いものなのかということにつきましては、今、子ども子育て支援会議を開いておりますので、その中でも検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今問題なのは、働く方の職員の臨時という身分であります。ぜひ、これは改善する事が求められると思います。ただ、延長時間について今、お話しがありましたけれども。大変、働く条件が厳しくなっている世帯もふえておると思いますので、十分の考慮していただきたいと思います。次進みます。

3款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費。ページが66ページから67ページ。成果報告書が16ページになります。子どもに関わる医療費の問題です。これは大変、永い間要求されて実現され、大変、喜ばれている項目ではあります。町独自の小中学区生徒医療給付費についてであります。当初予算は2,052万円でした。決算は、1,537万6,368円となっております。償還方式ですので手続きをして、医療費が返還されるわけではあります。手続きをしないと云いますか。利用しない方がおられるのかどうか、調査できるものでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 医療費の扶助費についての利用について調べるためには、国保であれば何とか数は想定できるかと思えますけれども。健康組合とかは情報がないものですから、親御さんに直接アンケートなりして、把握するしか方法がないと思えますので。時間的には、経

費定額でも申請してますので、そんなに漏れていないのかなという私の若干の推測ですけども。そんな感じがしています。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この問題は、要するに時間をかけて手続きをしなければ、償還されないという不便な点があり、それを病院窓口で処理できないものか。いわゆる、病院窓口無料化ということを実現させるためには、どういう手続きなり、努力が必要でしょうか。お聞きいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 以前、この支払い方法につきまして、確か東議員からもご指摘があったのですが、でも。「町立病院等でできないものか」ということで相談した経緯がございますけども、やはり、手続きは役場側がかかります。利用者側は大変、助かるということはわかりますので、今後、医療センターの方と検討して、できれば窓口で現物給付にできればと考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 質問します。ページ数でいけば68、69に関わります。この中でですね、13節の委託料の中で、福地保育所が給食調理業務ということで1,500万の計上になってました。町内には3つの保育所がありますけども、実際にこの委託先とほかの保育所の給食に関わる費用を比べてどういう傾向かちょっとお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 町内にある3保育所の中で福地保育所は業者に委託しております。現実的には保育所の中で調理しているわけなんですけども、単価自体については、今のところははっきりした事は言えませんが、各々のやり方についてはメリット・デメリットがあると思いますので、今後、民営化も迫っておりますので、このやり方についても検討しながらやっていき

いと考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、3款、民生費の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後2時25分）

.....
○委員長（川井健雄君） 72ページから81ページまでの4款、衛生費の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数からいけば78、79に渡るところですね、4款の2項、1目の中の13節で。これは去年、一昨年ですか不燃物の閉鎖に関わることで「こういう形で進めたい」と概要は説明があったのですが、その後、その状況がなされてません。ここで521万1,000円で測量、25年度は測量とかそういう計画にしますということで、その概要ですね。今現在、わかる。計画では来年度から約1億円以上かけた工事を予定するということになっていましたけれども、現在の進捗状況どういう形のところまで進んでいるかお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木俊昭君） 不燃物処理場のことについては、春先の常任委員会の方でも今年度の主要事業ということでご説明しているところでございます。昨年度は計画調査設計、26年度はそれに伴う実施設計とその設計が決まったら用地測量と実施して行なうと。工事費等々、今年度の成果を基に算出しまして、27年度の工事に向けて実施していきたいと。それで、28年、29年は、水質の調査を2カ年クリアすれば、閉鎖の基準を満たすということで、春先の現場の方

を県の環境保全課になりますけども、現地の方も踏査している状況でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 歳入のところに、27ページに自殺対策緊急強化事業補助金というのがありました。それで、衛生費でこの点について伺いしようかなと思ったら、その自殺に関する項目が見つからないものですから、これは県補助金ですね。この県補助金がどのように使われたのか、別な款で使われているのであれば、その款のところで質問したいと思うんですが、ご説明ねがいたいんですが。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 自殺予防対策の補助金につきましては、当課では精神障害ということで、障害の方に載っているかと思って今、確認しているんですけども。

4、1、5精神保健費ですね。76ページ、77ページになります。中段より下になりますけども。5目精神保健費です。ここに決算の内容が載っております。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうしますと、これは具体的にどういう事業ですか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 心の健康づくり事業ということで、大学の方と心の健康診断一次スクリーニングを行っているおりますのが大きなようです。それから、心の電話相談ということで、専用電話を用意していることと、パソコンの専用のメールアドレスを設けて、若者からのメール相談を実施しております。後は実際に心の健康相談、精神科医を2カ月に1回、事前に相談に来た人を受診勧奨して、行なっております。それから、社会福祉協議会さんと合同の事業となりますけども。無料法律相談を実施しております。その他の事につきましては、小学校で心の健康教室あるいは、自殺予防のゲートキーパーの人材育成ということで、養成事業を行って

おります。以上が主な事業内容です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ずっと前、自殺に関して伺った時もそういう内容だったような気がするのですが。それでは伺いますが、この事業の効果というのをどういうふうに考えてますか。いまだこの形態でよろしいと思ってますか。例えばこれの一次スクリーニングに引っ掛かるようなケースというのはどれ位ありますか。例えば、自殺者がいらっしゃったのかどうか分かりませんけれども。この一次スクリーニングに引っ掛からなかったような方が自殺したケースとかつていうのは有りませんでしたか。どうですか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員おっしゃるとおり、自殺対策については平成11年度から取り組んでおります。様々な内容変えたり、事業実施回数をふやしたりしています。その中で、効果があったのか、それから、スクリーニング結果はどうだったのかということになりますが。年間死亡者数が十二、三名おられます。最近の傾向として、高齢者の自殺の予防は効果があったのかなと。現実的に半分くらいに減っています。そのかわり、65歳未満の方の自殺がふえているのが現状です。その中で一次スクリーニングを行ってさらに、それに引っ掛かった人については二次スクリーニング。その方々には、全員電話で再度確認して、必要な方には受診をお勧めしておりますので。実質、このスクリーニングというのは、実際に調査した方、実際に引っ掛かった方については、効果はあります。大学の先生の方からも確認したんですけども、最低でも5年位は区域については効果が残るということでした。これまで、頻回にスクリーニングを地区ごとにやったりしていますけども、現在では南部町は範囲が広がったものですから、学年を5歳刻みに刻みまして、スクリーニングを実施して今、3年目になっております。その範囲の中で行きますと、その結果からは、大学と一緒にやっている先生の方からは「効果がある」とこれまでの区域ごとにやっているスクリーニングのやり方に比べれば、効果があるということになっております。それから、それをやった人でも死んでいるかいないかということでしたけども、直接確認していませんが、必ずしもスクリーニングをやった若い方が返してもらえないのが現状です。町で様々な保健師等とか相談窓口設置しておりますけど、20代、30代、40代の方がなかなか来てもらえない

という現状があります。時々、保健所とか民生員からきた場合はわかるんですけども、わかる範囲の中においては、精神科医の受診勧奨につなげておりますが、中々、自殺した方を見ますと、町で情報を掴めていない中で亡くなっている方が多いです。ですので、これまで様々な事業効果があるもの、効果があまり期待できないものも含めて、毎年、やり方については見直しをかけながらやっております。スクリーニングについては、あと2年ほどこのやり方を継続して、効果があったかというのは明らかになると思いますので、今現状の段階では、効果がかなり見込まれております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 12人っておっしゃいましたけど、それは年間12人ですか。南部町の中で12人ってことなんですか。そうですか。（「はい」の声あり）そうですか。そうすると、2万人弱の人口に対して1年間に12人も自殺するという。「ちょっと多すぎるんじゃないですか」っていうようなレベルじゃないですか。ちょっと具体的な数字が頭に入っていないのでわからないんですけど。確か10万人当たりには何人っていうような統計の取り方しますよね。自殺率というのはね。そうすると、10万人当たりになると五十何人とか60人とかというその位の頻度になるわけですよね。それで、「効果があります」って誰がおっしゃっているのかわかりませんけども。何か「ちょっと違うんじゃないでしょうか」っていう感想を持つんですけど。どうでしょう。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今ある手元の資料で発生人数になりますけれど、これは保健所の方で把握している人数になります。21年から順次、12人、8人、11人、24年度が6人となっております。この中で、私が自殺対策を始めた頃の年齢構成比から言って、65歳以上の方が3分の2を示しておりましたが、逆に今は逆転している現状となっております。発生数が少ない時で6人、多い時で12人とかですので、結構ばらつきがあります。これは国、県の発発生率と比較しますと24年度で国が10万人対で21人、青森県が24.2人、南部町が31.3。5割ほど多い発生数となっているのが実際の数字から見た結果になります。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 多分、これぐらいの事業は、自殺に対する予防の事業というのはどこでも普通にこれぐらいやっているのではないかっていう気がするんですよね。以前、自殺について一般質問したことがあるのですが、その時のことをあれすれば、秋田の事例というのがかなり有名で、非常に公庫もあって、全国的に評価をもらっているような取り組みっていうのは、もっとまめで、微に入り細に入り。そういう取り組みをしてはじめて、ああいう日本一自殺率の高いっていう汚名をそそいだっていうような実態があるようですけども。何て言いますか、この地域にあっても1.5倍も高いというのであれば、どうも基本的に考え方を変える必要があるのではないのでしょうか。その「一次スクリーニングはやってますけどもなかなか引っ掛からないのですが」とかちょっとそういうのって即急に検討を加えて改善しなきゃなんない状況じゃないのかなと思うんですよ。それに、自殺ということをテーマに考えると、死んでしまった人は統計に上がりますけども、自殺未遂だったとか、その一歩手前だったとか。本当は、そういう統計にカウントされないような事例というのがすごく大切だと思うんですけど。どう思いますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 自殺企図した方の把握ですけども、実際は本当にその情報は手に入るのであれば手に入れたいと思っております。これ消防署で救急動いています。警察署でも関わりますし、医療機関でも関わっておりますけども、この情報だけについてはもらえないというのが現状になっております。ですので、この部分につきましては、医療機関を受診している方でうつ的に、精神的に弱っている方については紹介をお願いしています。やはり医療機関から紹介のあった人については、かなり深刻な方もおられまして、すぐ医療機関を受診するように指導しております。そういう形では個人情報の保護もありますので、医療機関からのご協力にすぎているのが現状となっております。それから、スクリーニング調査の仕方ですね。平成11年からずっと続けてやっておりますけども。区域的にやるかということで、何回か大学関係者の方とも相談しまして、「このままだと南部町全体をやるのについて10年、15年のスパンがかかってしまうので、そうなるとうと効果が出てこない」っていうことで出来れば5年スパンで5年間で全体をスクリーニングしたいということで、「それじゃやってみましょう」っていうことで今途中なんですけども大学の方からは「効果があるようだ」ということです。というのは、全国的に今、自殺対策を進めておりますが、スクリーニングについては区域的にやっている事例が多いと

ということで、それが本当に効果があるのかということとは、ある一定の効果しか見込めなくて、期待されているほどの効果が出にくいということなので、見直しして5歳刻みということで今、やっております。後2年ほど続けますけども、その中で効果がもっと出るのであれば、新しいやり方について検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 自殺っていうのは、個人の事情によるものっていうのが大きい原因はきっかけはそういうものが多いのでしょうか。それだけでなく、やはり地域が醸し出す要因だとか。多分、そういったのがあるんですよ。多分。「ある」という研究とかもありますし。その古典的な自殺に関する本とか読んでますと。そういった事は書記の頃から指摘されている事でして。スクリーニングはスクリーニングとして大事だと思いますけども。地域性だとかそういったことに目を向けない事には、何か色々ある要因を一次スクリーニングだけで「なんとかしましょう」という。ちょっと、方法論からすると手薄なのじゃないのかなと思うことが多々あるんですよ。旧名川に関して言えば、旧名川が自殺が多いっていうのが二十何年前、30年近く前、有名だったんですよ。ご存じだと思います。それで名川の頃から自殺予防っていうことは、取り組んできたはずなんですけども。依然と南部町全体で見ても高い。そういった現状がずっと続いているのであれば。なんかもっと見落としている要因というのがあって、そのの所を探す作業が必要なんじゃないかなと私は思います。毎年改善を重ねているのであれば一つ、その辺をポイントに加えてほしいと思います。以上です。

○委員長（川井健雄君） ここで再度お願いいたします。質疑をする際は必ず何ページと告げて、質問は簡潔明瞭にお願いいたします。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、81ページの5款、労働費の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 81ページに関わりますけども、私の中の1目の中で委託料として1,222万5,520円主に3つの事業に委託しているわけですけども、この観光商品開発事業の主だった、こ

ういうもの実績としてやっているというものがあれば紹介と。それから、ここで初めて達者村のNPO法人に関わる事業の費用が出ています。それこそ発足してどういう形で現在、活動されて、どういう実績が上がっているのか説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） ただ今のご質問ですが、委託料の関係でございます。これは、緊急雇用創出のためそれぞれの事業主に委託料として雇用をしてもらうための事業でございます。そして、観光商品の開発事業ということで観光協会に2名ほど臨時職員を採用いたしまして、イベント等のPRに関しましてネットを使って情報発信するとか、チラシ等の加工をしてもらって、その加工されたチラシを配布するとか。そういう形で事業を行ったものでございます。あと、商工業活性化ということは、この部分に関しましては町の商工会で臨時職員を1名雇いまして、それぞれ商工会の事業に従事してもらったものでございます。それから、NPO青森なんぶの達者村でございますけども、こちら事務所の職員1名を雇用したということで、その中で色々と事業を展開してもらっているということの内容でございます。これは、あくまでも雇用を生むため、県から震災関係の罹災者を雇用するための補助金をいただいたものでございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） まず、ほとんど労務費が中心ということですね。その人を使って何か開発したってことではないということですか。はいわかりました。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、5款、労働費の質疑を終わります。

次に、80ページから93ページまでの6款、農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。
3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） それでは84から85ページに関わる農業振興費の中の19節負担金補助、交

付金のところですけども。青年就農給付金1,500万。これは行政報告の中でもありますけど。確かここ昨年度と言いますか、24年度は個人6人、夫婦2件とし、ここで1,325万確か使っていました。それで、25年度は個人一人ということですけども、これは合わせて使うという。一人に1,500万投入したということではないのですよね。去年、確かそういう人数で1,325万でてましたけど、今年は一人しかふえてない。ということで更に金額がふえているというのは、この辺の使い道と言いますか。あと、どういう方面のそういう利用した活動されてるかわかる範囲でいいですけども、お聞かせください。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 24年度の実績は6人に2組の夫婦ということで、1,350万ということです。25年度は7人と2組ということで一人増ということで、1,500万になってございます。あくまでも青年給付金というのは、自分で農地を持つ。または、所有権以外の権利で農地を持って、機械等も自分の所有。経営自体も「自分で経営するんだ」と通帳を持って経営するというところで、経営に取り組んでいる方ということでございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） まず、事業として交付金がある事業ですから、多くの人数がふえて、ここが金額がどんどんふえていくようであれば、農業の活性化に結び付くという解釈でよろしいのですか。ただ私、一人あたりこれ、一人ふえたのに175万ふえた分かなって計算したったんですけどね。一人、一事業に対して175万位の補助金が該当したのかなと計算してみたのですが。とりあえず、ふえていけば2年目の方も3年目の方もこういう事業を使っていけると何年かはですね。という制度と解釈して良いのですか。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） それから、次の88ページから89ページに関わるところで、9目で達者村モデル事業という形でここに13節委託料という形で達者村の事が出てます。これどこが一番、中心になって活動しているのかってことで、例えば、前の方の労働費の方でもそういう色々な開発

というのがありました。達者村に関わると言いますか。商品開発とか。この辺の現状、達者村活動に対する全体の動き。今現在、こうなっている。「これだ」っていうのがなくても町全体だっていることは何回も説明は聞いているんですけど。それぞれ細かく補助事業出してますよね。達者村ということで。この辺をどっかに統一して、徹底的にやるか。それぞれ分散した形で「開発する方は開発する方、人雇う方はそっちでやって」っていうのではなくてですね。内情がどのような取り組み方をしているのかということ。10目の中で私の解釈が悪いかも。10目の12節役務費の中で、ピアノ調律に金使ってますよね。ここの中で。どう考えてもここでこういう費用が出てくるのは私は理解できなかったものですから、質問します。その2点お聞きします。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） それではまずもって、達者村の事業がいっぱいあり過ぎてばらばらではないかなというふうなことです。実は、達者村事業の核となる団体は達者村づくり委員会という組織がございます。その町民の方々が、メンバーとなって色んな形でこういった事業を「するべきだ、したい」というふうなことを反映させて、毎年、予算要求に反映させているというふうなことでございます。

例えば、各種の事業があるんですが、その中においても。例えば、達者村PRサイン作成業務。これは、町の方が主体となってやる。あるいは、リレー農園というのは町内にある、いわゆる農村交流を町内外の、あるいは海外との交流を発展させていこうという意味合いで、町内の方の農園をお借りして、農園で農作業体験。それから、農産物の収穫をして。育てて、収穫をして。それからまた、秋の収穫祭でもって色々な形で調理をして。食して。農業の楽しさを行ってもらいというような組織もございます。

それから、グリーン・ツーリズム事業と言いますのは、これはいわゆる青森県内外の色々な海外の方々をターゲットといたしまして、情報発信をして南部町に来ていただくというふうなことで行なっている事業でございます。こういったものも直接、達者村づくり委員会に委託をしたりして事業展開を行っているというふうなものでございます。

それから、百景満喫スクール事業。これは、いわゆる達者村には100ポイントの、百か所の美しい農村風景やら自然環境の風景があります。それを今度は、今までは外の方に情報発信していたのですが、町民の方も「実は、百か所のポイントがどういったもので、どこにあるのかというのもまだわからない」というお声がありましたものですから、この事業を展開して、町内を数カ

所。募集をかけしまして、皆さんから参加していただいて、「このポイントはこういうところにあって、こういうイメージを持った風景の箇所でございます」というふうなことを町民の方々と共に勉強するという事業展開でございます。

あと、色んな形で事業展開をしているのでありますが、例えば、この中にはないのですが。この中に含まれている中で、例えば、青森空港にも行って、飛行機を利用したお客様に対して、情報発信をするのもこの村づくり委員会とかそういった各種団体にお願いする。これにも直接、農家の生産者の方々にも参加していただいているということも、紹介をさせていただいております。そういうふうな形で、内容的には非常に多種多様でございまして、ご指摘のとおり一本化した方が良いのではないかという意見もありますが、今、私どもの方ではこういった事業展開をすることによって、町内外の皆様はこの達者村事業の内容を周知するとともに、最終的には南部町に訪れていただいて、あるいは、南部町の良さを知っていただいて、収穫体験、人的交流を盛んにして行こうという大きな目的に立った事業をしているというふうなご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 農業施設費の役務費、ピアノの調律ということでございますけども。これは、農村環境改善センターということで福寿館でございます。福寿館の中にあるピアノの調律ということで1万1,550円あげてございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 先に推進課長の方があったので、この達者村というのはこれは私どうも、理解できないな。例えば、NPO法人立ち上げるという時に「やはり色んなこういう事をNPO法人立ち上げて一生懸命やろう」というのとは関係ないんですか。NPO法人はあくまでもNPO法人と。こっちの事業はあくまでも町主体で委員会というのを立ち上げて。その辺が、その目的というか、手段の捉え方がどうも色んな今説明があった中で、これは例えばNPO法人に任せて、やった方が逆にいいのかなというような事業も入っているような気がするんですよ。その辺のせつかく立ち上げたNPO法人に対して、こういう事業というものを移管するような検討というのは内部ではされていないんですか。その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） それでは説明させていただきます。まずは、NPO法人青森なんぶの達者村を設立する経緯でございますが。先ほど説明しました委託料の中の各種の事業をしてきましたが、これはあくまでも事業的効果を見ると非常に効果を直接、受益者に対しての効果はない事業を行政がやると。そして、今このNPO法人を立ち上げて活動していただくという物の考え方は、まずもって3つの大きな点を掲げて設立したものでございます。一つは、グリーン・ツーリズム総合事業。どういったものかと言いますと。いわゆる農業体験修学旅行生の受け入れ事業の窓口業務。そしてまた、当然、その団体様あるいは旅行者さんに直接出向いてこの南部町に来ていただくような活動をしていただいて、直接的に農家民泊を受け入れられる農家の所得向上、あるいは関連して土産の販売等々の収益を上げていくことを目的としたグリーン・ツーリズム総合事業。

もう一つは、農商工連携6次産業化事業ということで「このNPO法人が色々な形で6次産業化を支援していくんだ」と。農家の方々と直接、お話しをして。ただ単に生産性だけを追求していくのではなくて、そこには2次産業、3次産業合わせた6次産業で更に付加価値を高めた農産物を作って行こうじゃないかというふなことも直接その所得につながるというふうなことでこれもNPO法人にやらせれば非常に効果が上がるというふうなことでこの農商工連携事業も考えてございます。

3番目としましては、町づくり中間支援事業と言いまして、一応、町内の各種団体の方々と直接お話しをしたり、行動を共にしたりしながら「これからの農業はこういったものであるべきだ」というふなことを議論しつつ、更に全体的に直接、収益性につながっていくような形を作っていくというふうなことをこのNPOが主体となって、収益性を目指して活動させるということで、ある程度前面に出ているのは、収益への直接的な関係者、農家の方々、農家団体等に収益を上げさせるような環境設定、中間支援組織的な機能を持った組織として、立ち上げたのがNPO法人青森なんぶの達者村というふうなことでございまして。先ほど説明しましたこの予算に計上されております色んな各種の委託料は、まずもって、最終的には町のグリーン・ツーリズムの情報発信をして、誘客に務めて、この町に色々な形でお客様に来ていただいて、その結果として地域の農業の収益性に効果を上げていくんだとふうなことで、考えている次第でございまして。非常にその、どこが違いなのかと言いますと私の方から説明できるのはそういった形で3つの大きな項

目でグリーン・ツーリズム総合事業と農商工連携6次産業化事業と町づくり中間支援事業をNPO法人に直接担っていただいて、南部町と共に農業の活性化に務めていただくというふうな目的で活動しているという次第でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） あのねもう私なんか役人じゃないから民間の立場で考えればですね。PRする。例えばね。そういう金に三百何十万使ってるわけですよ。そしたらこの金を全部NPO法人にやるから、こういう事業をあんたたち色々考えて、誘客その他をどうやれば良いかということを考えてもらうっていうのも方法なんですよ。「これとこれ」とか「儲かる分だけは自分達でやりなさい」あとは「町で経費かかる分、経費掛けてやります」じゃなくて。せっかく達者村NPO法人というのを立ち上げたんですから、こういうものを含めて検討する組織を作り上げてあげなければ。いつまでたっても恐らく達者村のNPO法人の方も自分達の範囲の限定の範囲内で利益上がるものは手を出すけれど、利益上がらないものは「利益上がらない、出さない」という格好で。今有った事業そのものは誘客、PR全部絡むわけですよ。NPO法人化これから活動でどんどん事業を広げていくためには。それと一体化した形で考えていかないと。私は恐らく育っていかないような気がする。もちろん、今の会長さんも将来の夢をもって話しをしていました。午前中話したフォーラムの時もですね。「こういう方向にも進んで行きたい」その夢そのものはやろうとする気持ちはわかる。そのためにはやっぱりPRもしなきゃいけないし、交流しなきゃ色んな事をやりながら、それを進めていく。そのために、行政でもこれだけの金を出すんだ「もっと500万円くらい出すからもうちょっとやれ」というふうな形でやっていった方が良いような気がするんですけど、その辺の考え方についてどうですか。もう一回、質問します。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 大変貴重なご意見、ありがとうございました。私どもの方でも将来的には当然、そういった全てのグリーン・ツーリズム関連部門は組織に行なっていただきたいというふうな理想は持っております。ただ、いかんせん今スタートして数年がたってまだまだ実績もあげておりませんでした、担当しているNPO法人の中に実働している方はまだ一人しかおりません。そういった関係で、今私が見る限りでも目いっぱい業務をこなしているとい

うふうなことでございますので何とか、その辺を行政としても支援すべきところは支援して。何とかきちっと形として。あるいは、経営として成り立っていくような形になった時には、当然、そういったものは早急に対応していかなければならないというふうに考えてございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） もう一回、しつこいようですけども。例えば、前の方にあった達者村支援隊とかね。例えば、そういう人をさ。応援にやっても。やっぱりそういう形のお互いに連携しながらですね。金はこっちで見るにしても。支援隊のほうの助成金使うにしても。そういう人をそこにつけて。一人しかいない。目いっぱいやっていると聞けば特にそうなんです。だから、そういう使える人材と言いますか。そういうものもやっぱり、この事業やるためには、NPO法人進めるためには、育てるためには。ということはそういうのを使いながらもやるとか。もう少し、柔軟にですね。一つ考えて進めていただきたいという事を要望します。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 先ほど何かちょっとご説明いただいたようなんですが。89ページ。達者村百景満喫スクール事業ですか。これについて、改めて詳しく説明ください。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） それでは、百景満喫スクール事業についてご説明させていただきます。まず、達者村百景についてご説明いたします。これは、旧名川町時代に達者村三十六系という形で36カ所のポイントを定めて。風景が美しいとか、著名な神社仏閣等を指定してきました。合併に伴いまして、合わせて100カ所のポイントを定めまして、これも町が定めたのではなくて、達者村づくり委員会の方で一生懸命現地を見てそして、抽選を行って100カ所を定めたというふうな経緯がございます。それでこれを今までは、いわゆるホームページとかそういったものだけのPRしてきてございましたが、まだまだ周知がたりないというご意見もありまして。じゃあどうすれば皆さんに周知をして、ご理解をいただいて、この達者村事業の発展につなげていくかというふうなことを検討した結果、まずもって町内にもまだ、町民の方々にもまだ周知さ

れていないだろうということから。まずもって、町内の方から知っていただくということで、募集をかけまして、今年度も昨年に引き続きまして行なったんですが。非常に町民の方からは好評をいただいております、「ぜひこれを続けてやってほしい」というふうなご意見もいただいております。我が方といたしましても、是が非ともこれを続けて行なっていただいて、この地元を振り返ると言いますか、地元の美しさをもう一度、確かめるという機会を町民の方々に与えるのも一つの、町民を愛する、あるいは南部町をもう一度振り返る機会を与えられるのかなというふうな意味合いも込めて、この事業を展開しているというふうなことでございます。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） その苦勞して100カ所を選定なさったっていう。まあ、その作業のご苦勞は「ご苦勞さまでした」と申し上げます。ですが私、1カ所も知りません。申し訳ありません。何で知らないかと言うと、興味ないからです。何で興味がないかと言うと、例えばですね。音楽の楽しみ方だとか、読書の楽しみ方だとかそういった、例えば絵画でもよろしいでしょう。写真でもよろしいでしょう。人の意見に従って「ああこれは良い写真ですよ」「これは良い絵ですよ」「これは良い本ですよ」まあ、そういうのもありますよ。ですけど、実際自分で見てみて、良いなと思わなければ何の価値もないんですよ。そういった事は、人に教わって。人に教わってとか、習ってとかっていう、そういうたぐいのものではないんだと思うんですよ。風景もしかりだと思うんですよ。風景というのはどういうものかっていうと、例えば印象に残った風景なんていうのは、一人ひとりがいつどここの場所で、どういった時間帯でどういうロケーションでもってって。一人ひとりがそれぞれの風景を選んで、心に納める。そういうたぐいのものなんじゃないですか。もっと言わせれば、お笑い芸人がなんで受けなかったか。このネタやって何で受けなかったか。それをサンペイさんみたいにこれがなんで面白いのかって解説を加えるようなそういった行為にも思えるんですよ。それで満足される方々はそれで良いと思います。ただ、本質的にこういった事業の目的っていうのは、そういう目的値を定めて、そういうデスティネーションやる訳ではなくてですね。この南部町のそれぞれの感じ方で再認識してもらってということが事の本質だと思うんですよ。そのための入門としては良いのかもしれませんが。これは100歩譲ってそう言うんですよ。ですけど、何て言うか発想自体が違うんじゃないでしょうかって思うんですけど。そういう意味では、ナンセンスだと思いますけど。あまりそう言うのに金を使うべきではないと思います。どうでしょう。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） ありがとうございます。色んなご意見いただきましたが。ただ、先ほども申し上げましたとおり、例えば百景のツアーに募集しましたところ町民の方々が参加していただきまして、「非常に良かった」というご意見を頂戴しておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、92ページから99ページまでの7款、商工費の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数は96ページから97ページ。観光施設費の中で、13節委託料の中ですね。指定管理者7,500という数字出ました。大きいのは前に増進公社から報告あった中では管理料として7,470万円を町から受けましたというような報告あっていましたけれども。行政報告のページ44ページではですね。この中にバーデハウス関係に9,383万5,385円この事業に使いましたという報告になっていました。ですから、この辺を差額の1,913万5,385円っていうのは、どういう形で使われたのか。内容をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、バーデハウスそれからターミナルに関わる経費でございますけども。先ほど中舘議員がおっしゃいましたように、7,470万円の指定管理料のほかに、施設の修繕料といたしまして、バーデ関係で636万9,677円を支出しております。これは、大きいやつはウォータースライダーの修繕で約260万近くの支出がございます。点検によりまして、県の方から改善の指導書が来まして。「改善しないと使う事ができない」ということでしたので、

緊急に修繕したものでございます。それから、バーデハウスの排水でございますけども、以前から地引地区のは場整備事業の排水路に放出させていただいておりました。ところが、補助整備事業によりまして、放水路の位置が変わりましたので、管を布設替えしなくてはならないという形が出てきておりました。一度、仮設の工事、その次に本設の工事で約90万近くの支出がございます。その他に、施設管理委託料。法定によります施設の管理がございまして、その維持管理等全部ひっくるめて大体241万6,000円ほど出しております。これは地下タンク、3年に一回の漏えい検査がございますし。温泉井水ポンプそれからオゾンメッキ装置に関しましては、毎年点検、補修等を行っているものです。それから、施設改修工事として、734万2,650円。これは、電源立地対策事業補助金700万円をいただきまして、工事をしたものでございますけども。源泉等のろ過装置のろ材交換それから、ルームエアコンの設置、トイレのウォシュレット化、それからバーデゾーンのサウナ室にございます板の張り替えと非常用の誘導灯の交換で支出したものでございます。その他に施設用備品購入ということで、レストランの厨房機器でございますけども。冷凍庫、冷蔵庫、食器洗浄機等を新たに、古くなって使えなくなっておりましたので更新した部分でございます。これには153万1,000円ほど支出しております。それが主なところでございます。修繕料に関しましては、その他に温度を上げるポンプ等がありまして、施設そのものが老朽化してきておまして、それぞれ毎年、色んな形で修繕が伴ってきます。ここには大体、58万8,000円ほどの支出がございましたけども、その他に12月の下旬ですか、熱交換器の不具合が出まして温泉の熱が上がらなくなった事件がございました。緊急的に徹夜をいたしまして、どうにか年末、お正月前に温度を上げるところまで、回復させたんですけども、そういう形で施設、設備関係が老朽化していつ、どういう突発的なことが起きるかわかりませんので、大体、修繕料も結構、負担が出てくるということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 確かに老朽化すれば修理しなければ使えないということで。というのは、指定管理料7,270万というのやっています。その中で、ある意味はあと2,000万もほかにつぎ込んでっていうふうな想定していなかったものだから。ちょっと私ここで問題点をだしました。そうすれば、これからもそういう突発的なものがあり得る。担当者とすればどうですか。あり得る状態ですか。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） まず、毎年2回、3日間の休館日を設けまして、施設の点検等の整備等を行っておりますけども、配管等も結構傷んできておりまして、その辺の修繕がこれから出てくると思われます。あと、ポンプ類に関しましても、当初からそのままメンテナンスして今まで使ってきている状態ですので、そろそろ交換していかなければならないのかなというふうな形で考えております。ポンプ、モーター相当の設備がありますので、その辺で、毎年いくらかの経費は出して行かないといけないのではないかなと。そういうふうに感じます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） バードというかこの施設に関しても、指定管理者選定の時からこのままではなかなか大変だということで、おそらく議論になって色々動きがあつて。これは根本的に今後考えていく必要があると思いますけども。あんまり、電源立地の補助金を使うから直接一般財源から使っていないから、目には出てこないかもしれませんが。ある程度、大きい工事の時には、わかるような体制にしておかないと。1億円あったうちの2,000万が後から足して何かやったっていうのではやはり、問題があるかと思いますから。その辺は一つ、管理上の問題でよく考慮しておいていただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、7款、商工費の質疑を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

（午後1時57分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩と解きまして、会議を再開します。

（午後1時12分）
.....

○委員長（川井健雄君） 次に、98ページから105ページまでの8款、土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 決算書では102ページ、103ページ。行政報告書は48ページに係る、8款、5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助金及び交付金についてであります。当初予算では住宅リフォーム促進事業補助金800万円、住宅新築支援事業補助金200万円でした。決算書ではリフォーム727万9,000円、新築224万1,000円となっております。新築では10件、リフォームは48件となっておりますが、内需拡大に大変、有意義な事業と考えております。その実績はどのような状況になっておるのでしょうか。まず一点、お伺いいたします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 今、立花議員さんがおっしゃったように、実績につきましては新築支援事業が10件224万1,000円でございます。また、リフォームにつきましては、48件で727万9,000円でございます。実績と言いますか効果等につきましては、数字的なものは専門的な調査等をしておりませんので、数字では出していませんが、町民に対しての住環境整備、地域の活性化には相当の効果があったと考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ところで、当初予算は合わせて1,000万円であります、その枠を超えて申し込みはあったのでしょうか。結果的にはこの数字になりますが、希望された方で予算がなく、残念ながら断られた事例はあるのでしょうか。その中には、水害に遭われた方の利用はあったのでしょうか。特に水害で被災された方の相談には特別な補助が必要と考えておりますが、その点でのご相談など、情報はございませんでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 先に、1,000万の当初予算で予算の方を計上しておりますけども、申し込みの状況につきましては、予算を消化しまして二、三件の問い合わせがありましたけども、

後で実施するということで了解をいただいております。また、申し込み申請をいただいて、途中で辞退をした方が3件ございまして、その結果で不用額が発生してございます。

また、水害等に遭った方の要望等でありますけども、25年の9月に発生した水害では数件の問い合わせがありまして、内容的にはリフォームまた後片付けにその交付金を使えないかという問い合わせがありまして。結果としては、被災された方の利用は1件でございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 大変今、厳しい状況になってきて、その中で被災された皆さん方は、自力で色々、家の片付けなどをしたいという方も、声をあげられない方も居るのかと思いますけれども。特に被災された皆さんへの特別な新築またはリフォームに対しての効果のある、被災された方の負担にならないような事業というものは、これから考えていくべきではないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） この事業については、町民の皆さんに広く周知しまして、利用していただきたいということで、広報なんぶまた、別にチラシを配布致しまして周知しておりますので、広く利用していただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これは決算ですので、数字で大変良く利用されていると考えますが、消費税8%になってからの状況。これからも、利用していただくためには、何か工夫が必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 今年度、消費税が8%ということになりまして、内容について検討

いたしまして、新築の支援につきましては率を1%から1.5%に引き上げております。また、限度額も30万円から35万円まで引き上げておりますので、広く利用していただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 99ページをお開きください。19節ですね。馬淵川とともに生きる期成同盟会2万円という予算がついております。これは町長にお伺いしたいのですが、この期成同盟会の構成メンバーであられる工藤町長と竹原町長、二人が出席なさってます第10回馬淵川水系河川整備学識者懇談会というのが6月の16日にユートリーであったとのこととあります。その時の、どういった話だったのかという所を記憶の範囲内で教えていただければと思いますが、どうでしょう。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 馬淵川の学識経験者懇談会ですけども、馬淵川に関係する八戸市長、私、三戸町長、自治体から3名。それと弘前大学、岩手大学、各大学の教授の方々。そして、野鳥の会の方々等を含めての構成となっております。主に、次の河川整備等含めながらそれぞれの意見を聴取して、反映させていくということで。主に、私の方からは、馬淵川の河川整備について要望をしてきております。昨年の水害、2年前という大きな水害を被っておりますので。いつも申し上げている河道掘削についての27年度までの工事の完成とともに、2期工事としてまた更にお願いをしたいということで。今、県の方ともその後の堤防の嵩上げ。そういう部分について、恐らく国の方も採択してくれるだろうと思っております。そういう中で、特に私の方からは、馬淵川の整備についてということを重点的に話しをしてきました。

恐らく、内容はインターネットで全部、公表されていると思いますので、そちらを見ていただければ、どういう事をお話しをしているかという事を、私に限らずわかると思います。以上であります。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ネットには出てるということは知ってるんですけども。ちょっと違いとこから今の質問をしたいと思ひまして、町長の答弁を願った次第ですので、ご理解ください。その懇談会の大ざっぱな内容が記載された資料をある人からもらったんですが。河川整備計画記載事項、委員の意見というのがあるんですね。そのページがあるんですよ。それで、最後のところに、委員の意見、河道掘削実施した箇所において、土砂が堆積してもとに戻るような状況がある云々という。これはもしかしたら町長のご発言かなというような記載があるんですが。その意見への対応というところで、「河川の流下能力の維持のため、疎外となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び伐採を行うものとする」という答えがあるんですよ。

ここのところがすごく大事だなと思ったんです。何でかっていうとですね。河の流れ、いわゆる排水能力というか排水効率に関して言うと、河川工学の用語なのかわかりませんが。粗度計数というものがあります。「粗い」粗度、「度数」ですね。例えば草が生えているとこ、草も生えていないとこ、草が生えているとこ、背の高い草が生えているとこ、低い草が生えているとこ、大きい草が生えているとこ。それぞれによってその係数が違います。ということは、水の流れやすさを決める要因っていうのは、粗度係数というのが一つの要素であって。という事は、河のほとりの木を切ってしまうと、流れは良くなるでしょっていうのがおのずとやっていることだと思うんです。そういうあれでもって、ちょっと河を走ってみたりしたんですよ。河のほとりを走れるようなところ。そうすると、この辺切ったらもっとこの辺水が引くだらうかと、そう言った場所が何カ所もあるわけなんですよ。ですが、どこの地権者何だろうということがわからない。一か所だけちょっと法務局に行ってその辺の地図を発行してもらって、ここの筆とここの筆とという調べ方をしたんですけども。手間もかかれば、金もかかる。そんなことがあって、全部は無理なのかな。個人では無理なのかなと思っておったんですけども。そういうことする事自体が法律的にどうかという疑問もあったもんですから。それ以上どうのこうのという思いには至りませんでした。その時には。ですが、こういう事して良いんだなと。良いって書いてあるわけなんですよ。ということはですね。河川を削ってくれるのはありがたいです。ありがたいことですけども。それすらも十分とはいえないというのが全体の認識だと思うんですよ。そうすると、とりあえず水の流れを妨げるような気を伐採することだとか、そういった事であれば、ボランティア含めて、町が協力してくだされば。地権者をお知らせしてもらえれば。「こうこうこういう事情で木を切らせていただくわけにはいかないでしょうか」とお願いに行く事ができます。全部が良いと許してくださるかどうかわかりませんが。ゆるして下さった方のところは、撤去

すれば、それだけ水の流れはスムーズになるのだなと思いました。何でもかんでも県や国だと言っておんぶに抱っこを決め込むのではなくて、自分らで出来ることは、自分らでやっただけで済むのかという気持ちがありまして、今の質問をします。そういった事ってというのは可能でしょうか。どうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 馬淵川流域の木の伐採、草が繁茂しているところは、広範囲に渡ると思います。また、その地域に個人の所有また河川敷内にあって県の方の管理もあると思いますけども。支障になる場合は、県の方に県単事業がありまして。また伐採等については、申請をしております。ただ、ボランティア等でやれるかどうかというのは、河川の場合ですから足元も悪い、危険だということで。できない事はないと思うんですけども、業者さんの方にも県の方から認可を取って、部分的に、草の伐採等を実施している箇所はございます。個人ができるかどうかというのは、その所有者の申請によりますが、手続きが必要になります。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔委員。ただ今の質問は、議題外だと思われそうですが、いかがでしょうか。先ほどの質問。

○15番（川守田稔君） 私は馬淵川とともに生きる期成同盟会に関して、発展した形で質問をいたしております。どうぞご理解ください。そこところが、結局、どうしても県の管理であれば県しか手をつけちゃだめなのかと。ですけど、実際に河川敷は個人の所有になっている部分が確実にありますよね。県の所有になっているところがあるかどうか私はわかりません。個人の所有になっているところは、確実にある。そういった所にでかい柳の木が立派に生えているようなところもいっぱいあります。ですから、ああいったところを一つひとつ地権者と相談しながら、整備していったらもっと排水がスムーズにいくんじゃないかと。もしかしたら、今まで浸水していたところが免れるんじゃないかということを思うわけですよ。それが、例えば町の活動だとか住民含めた活動の中で可能なのであれば「それはできますよね」という話しをしています。ただ、私、一つ不安なのは、そうやって木を切って水の流れが良くなったら、櫛引だとかあのあたりが逆に浸水したら私個人のあれでは申し訳なくてという思いもあるものですから。ですけど、そういった手段を講ずることが許されているというか。そういった対応をしましょうということになっ

ているわけですから。そのような活動をしてはどうかと思うわけですよ。ですから、その辺の所見を課長の知識の中で伺いたいなと思った。そういうことでした。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページ数は100、101ページです。1目道路橋りょう維持費の15節の工事請負費の備考の所に2項、1目、11節へ流用というものが118万3,000円。これは、入札残によってほかに流用したのですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） この流用につきましては、入札残がありましたので、11節の需用費の方に消耗品等が不足しましたので流用してございます。

○委員長（川井健雄君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 土木費に限らないんですけども、土木費の金額が大きかったものですから、ここで質問しますけども。各款でこの流用という言葉がかなり多く、多用されております。それで多分、この流用というのは入札残、委託料にしても何にしても入札残を流用しているものと思っていますけども。この入札残というのは年間にして全てでどれ位になるものですか。わかりますか。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 正確に、入札残がトータルでいくらあるかということは集計はしてございませんけれども、決算統計の平成25年度の投資的経費は11億8,000万余りございます。投資的経費と言いますのは、普通建設事業と災害復旧事業の合計額でございます。いわゆる工事費、設計委託費等の合計額。これからいきますと、正確な数字は持ち合せていませんけども、工事によっては、入札率は90を切ったり、大きな工事費ですと九十七、八、九まで行ったりします。単純に5%としても5,000万程度、近辺であろうかと推測しております。

○委員長（川井健雄君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） それで、款ごとに見てみますと、入札残が残ったのが款ごとに流用されて全部使われているという状況がありますけども、これは何か理由があって款で、土木だったら土木で残ったのは土木で必ず使わなくてはならないっていう何か理由づけっていうのはあるんですか。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 予算が不足すれば、当然、補正予算を組みます。緊急な場合には臨時議会を開く場合もありますけども、それよりも更に急を要する場合というのはどうしても出てきますので。そういう場合には、入札残等そこに余裕があれば。いわゆる財務規則上の流用禁止科目というのがありまして、時間外勤務手当だとか旅費だとか食糧費だとかというのがあるんですけど。それに該当しなければ、弾力的に運用しているということです。予備費の充用ということもありますけども、予備費は全体で1,500万程度しかございませんので。その目のなかに余裕があれば、基本的にはその中で処理していただくというふうなことでやっていただいています。

○委員長（川井健雄君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ちょっとここを取り上げたのは、11億からの工事費があって、その他にも業務委託とかそういうものの入札とかの残を入れればもっと、幅が多くなるのではないかなって考えています。それで、1割残ったとしても1億以上のお金が残ると。これを見ていますと、立木保障に振り替えたり、次の工事のために使ったりというのはわかるんですよ。ただ、役務費とか需用費っていうのは、消耗品費、燃料費、光熱費使わなくてはならない。ふえたというのわかるんですけども。それなりの予算を取っているはずだと思うんですよ。そうすれば、枠を超えて使えるというのであれば、それを5,000万、1億っていう金が入札残で出るのであれば、極端な話し、来年度やる予定だった道路の改良とか、修繕とかそういうのを1本多くできるじゃないですか。そういうのを弾力的にやれないものかなと思って今、これを取り上げてみました。ど

うですか。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 特に普通建設事業費だとか災害復旧事業といいますのは、予算が余ったのですぐどこかに使ってその工事ができるというものではございません。一般財源だけでできる工事もありますけども、ほとんど補助金をいただいたり、あるいは過疎債を発行したり。そういう有利な財源を検討して、そういう財源を充てるようにしておりますので。特に補助金については所管省庁から許可をいただかないと補助をいただかないとなりますし、起債も同じように県から発行の許可の同意を得なければなりませんので。なかなかその辺は難しいのではないのかなと思います。

○委員長（川井健雄君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 例えば、道路の事を取り上げましたけども、私が言いたいのは細かく振り分けて使うのではなくて、ある程度まとまったお金を大きく使えるんじゃないかっていう意味合いで申し上げただけで。細かく振り分けてしまえば、ほとんど見えなくなってくると思うんですよ。もったいないと言えどももったいない。極端な話し、「入札で余ったからどこかこれつかうのは、何かほしいのねえど」みたいなそういう感覚で使ってるんじゃないかなと取られかねないよなとこういう流用の仕方っていうのは。そういうところをちょっと、これから検討していただきたいとそういうふうに思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。4番、工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページ数は103ページ。先ほどの立花寛子議員の住宅リフォームのお話と重複して恐縮ですが。昨年もちょうど今頃、あと2週間ぐらいで去年度、台風の時期になって洪水に見舞われましたが。その後、災害復旧あるいは住宅のその修理が必要な部分というのは、個々にあるわけで。そういった申し込みをして補助金をいただいて修繕する、リフォームの事業をいうものも活用させていただけば、良いんでしょうが。ただ、今年3月の一般質問でも私、申し上げましたが、どうにも期日が短すぎる。間口が狭い。いわゆる9月に洪水に見舞われて被害

者というのは、とりあえず、風呂、台所、トイレ等生活を来す部分が動ければ、とりあえずは良いだろうということで。そういった部分は修理をして、早く生活を戻して、仕事なりをするわけですが。その後に、やっぱり床が落ちそうとか。戸が開かないですとか、いろんな形で修理、修繕が必要な箇所が出てきます。そういった時にもうすでに申し込みが終了していますよというのでは、そういうような間口では、いささか被害者に対する思いやりと言いますか。ハードソフトの面でも足りないのではないかなという話をしました。町長の答弁では「その辺は柔軟に対応する」というふうなお話をいただいた記憶がございますが、その後、そういった関係の期日なるものを広げていただいたのか、対応策を一つ、お訪ねします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） リフォームにつきましては、はじめ水害等を想定して設けましたけれども、実施要領では当該年度ということで定めておりました。工藤議員の方から前にもご指摘がありましたとおり、災害等に関しましては前年度のも含めて。まだ結論は出してはおりませんけれども、災害につきましては検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 先ほどの話しの続きになってしまいますが。近所の方が。要するに私の近所も災害を受けた方々が何十軒もあります。今になって、やはり床が抜けそうとか、いう方がいて、大規模改修になりますよね。風呂だけ1か所を直すというのであれば、業者さんと呼んで終わりますが。洪水というものは家一帯が。廊下全部。人が歩くところ全部が腐っていくわけなんです。そういった時には、莫大な予算がかかる。もちろん、即急にやりたい人が大工さんから予算の見積もりを取るのも時間がかかったし。大工さんは、「これ床全部張り替えるのであれば、基礎上げなきゃだめなんだ」と「無駄だと」というふうな助言をいただいた。わかりますよね。これも3月で話をしましたが、洪水が来るだろう警報が鳴りますと、洪水被害者たちはまた、同じ仕事をするんですよね。車を向小学校に避難させる。下にあるものは、全部上に上げる。そうこう様々な部分というのは、かなり被害になって捨てました。そういった財産というものを捨ててしまいましたが、まだ、下、被害に見舞われる1メートルとか1メートル50センチ以内のところは、全部上げるわけですよね。来ても来なくても。毎年毎年同じ仕事をするわけなんです

ね。被害者の方々というものは。となると、やはり大規模改修。堤防がしっかりできて「大丈夫ですよ」という補償というのではないと思うんですよ。やっていただいても。なので、そういった今まで1メートル50あるのであれば、1メートル位基礎を上げてやらなければならないとなると、金額が大分張ります。そういった部分というのは、そこまでも補助金ということはこの場では申し上げませんが、なるべくでしたらそういった準備をする方々においては、お話しを聞くなり、相談窓口と言いますか。そういった方々を中心にしていいただければ幸いですと思いますが、どうでしょうか。町長でも構いません。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 先ほどの災害等につきましての改修につきましては、リフォームにつきましては、非常に時間がかかるし、見積もり等の徴収にも時間がかかるということですが。建設課の方でも相談窓口と言いますか、色んなそれにつきましては金額とか率とか色んな町民の方から問い合わせがあれば相談を受けたいと考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、8款、土木費の質疑を終わります。次に、104ページから109ページまでの9款、消防費の質疑を行います。質疑ございませんか。4番、工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページは105ページ。15節工事請負費。消防団拠点施設補修工事と防火水槽修繕工事。二つとも補修と修繕であります、583万3,057円、189万とちょっと高額だなというイメージがありました。工事内容がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 工事内容でございますけども、名川第5分団の火の見櫓の修繕を123万9,000円で実施してございます。そのほか、南部町消防団福地第7分団の屋根、外壁の塗装

工事これが122万8,500円でございます。次に消防団の統一を図りました。今回、屯所の看板を設置しました。これの分が入ってございます。それが283万7,100円というものでございます。その他、小さい工事として屯所の床下の換気口の設置及び浸透升等々の整備ということで50万ほどというふうなものでございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ありがとうございます。であれば、何も申し上げることございません。これ今、勘違いしていち分団であれば大体新築で1千万2千万かかれば新築でできるようなものが、580万もかかったのかなと思ってちょっと勘違いしていました。そういった内容であればよろしいかと思えます。

それともう一つ、この防火水槽の修繕というのは、防火水槽が修繕が必要だということに関しては、ひびが入ったとか漏れているということなののでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） そのとおりでございます。防火水槽につきましては、年度始めに常備消防及び消防団の方々にも回っていただいて、水が落ちている所を全部チェックしております。それにまた充水して、何カ月以内に下がる。例えば1メートル下がっているというところ、これは割れているとかというのがありますので、今回は4カ所で行いました。修繕してございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 同じこの15節の工事請負費の中で、不用額123万8,000円というのが発生してました。というのが、私前の予算会議の時も言いましたけども、例えば地域によって消火栓の移動をなんとかお願いしたいということで、「現場を確認して考えます」という確か総務課長から答弁いただいているのを私、持っていますけども。不用額という発生よりも、例えばそういうものについて必要であれば現地に行って移設とかそういうことは考えなかったんでしょうか。質問します。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今回の消火栓の移動につきましては、やってるところもございませうけども。今回、企業団の調整もございまして、医療センターの方に新しく入口に作りました。不用額が出ているからそれも含めてやったらどうかということでございませうけども、今後、そうすればまた、そういうことも含めてやれるところもやっていきたいというふうに思っております。移設に関しましてはやはり、今あるところからどこに移すかという事が非常に重要になってきますものですから。公共施設、道路用地だけで済む場合もございませうけども。そうでない場合はやはり地権者との協議ということもございませうので、その辺は地元消防団または地権者とも詰めながら進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、9款、消防費の質疑を終わります。次に、108ページから129ページまでの10款、教育費の質疑を行います。質疑ございせんか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） さっきのですね。さっき防災費という項目ありますよね。今さっき終わったんですけども、委員長の許し得て2目、106ページから107ページの防災費。（「だめだろう」の声あり）だから、委員長の許しを得て。（「終わったからだめだろう」の声あり）委員長だめですか。

○委員長（川井健雄君） そういうことです。（「わかりました」の声あり）ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで、10款、教育費の質疑を終わります。次に、128ページから129ページまでの11款、災害復旧費の質疑を行います。質疑ございせんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 質疑なしと認めます。これで、11款、災害復旧費の質疑を終わります。次に、128ページから131ページまでの12款、公債費及び13款、予備費の質疑を行います。質疑ございませんか。

「質疑なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 質疑なしと認めます。これで、12款、公債費及び13款予備費の質疑を終わります。

以上で、質疑は終わりました。これから、討論を行います。討論はございませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。14番、立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番(立花寛子君) 2013年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。長い間要求してきました町単独の小中学生等医療給付費、住宅リフォーム促進事業補助金、住宅新築支援事業補助金など住民の要求が実現した項目があり、喜ばしい限りであります。また、学童保育充実のため1時間延長されました。しかしながら、介護、医療、福祉、教育部門における更なる充実が求められております。以上の理由を述べ反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長(川井健雄君) ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(川井健雄君) ご着席願います。起立多数です。

議案第58号は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○委員長（川井健雄君）　以上で本日の決算審査は全部終了しました。

なお9月4日は、午前10時から本委員会を再開します。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時58分）

平成 2 6 年 9 月 4 日（木曜日）

第 5 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録
(第 3 号)

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成26年9月4日（木）

出席委員（17名）

2番	八木田 憲 司 君	3番	中 舘 文 雄 君
4番	工 藤 正 孝 君	5番	夏 堀 文 孝 君
6番	沼 畑 俊 一 君	7番	根 市 勲 君
8番	河門前 正 彦 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君
18番	東 寿 一 君		

欠席委員（1名）

1番 山 田 賢 司 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典

主

幹 留 目 日出子

主 査 留 目 成 人

.....

◎開議の宣告

○委員長（川井健雄君） これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

.....

○委員長（川井健雄君） 本日は、議案第59号から議案第77号までの平成25年度南部町特別会計歳入歳出決算認定についての議案19件を審査します。審査は各会計ごとに行ないます。

なお、質疑は歳入歳出一括で質疑を行いますのでよろしくお願いします。

それでは審査に入ります。

.....

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 139ページから150ページの議案第59号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） おはようございます。

それでは、議案第59号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

140ページ、141ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。下段の歳入合計欄の収入済額合計は1億7,820万2,525円で、収入未済額は1款1項の負担金が24万4,750円となっております。

続きまして、142ページ、143ページをお開き願います。下段の歳出合計欄の支出済額合計は1億7,820万2,165円で、予算執行率は98.8%でございます。

その結果、歳入歳出差引残額の360円は26年度へ繰り越しいたしております。

次に、144ページ、145ページをお開き願います。歳入の明細についてご説明いたします。1款

1 項 1 目の給食費負担金は、児童生徒の保護者の皆さんが納入されました給食費で、収入未済額は25年度分が小中学生それぞれ2名の4名分で、滞納繰越分は中学生2名分のものでございます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、学校給食センターの管理運営に要します経費や件費などの費用を、一般会計から繰り入れたものでございます。

次の、3 款 1 項 1 目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

4 款 1 項 1 目の雑入は、消費税の還付金でございます。

次に、146ページ、147ページをお開き願います。歳出の明細についてご説明いたします。1 款 1 項 1 目の給食管理費の主なものは、職員1人分の人件費のほか、11節の需用費は、洗剤などの消耗品、ボイラー用灯油などの燃料費、電気料や水道料の光熱費でございます。12節の役務費は、各種の検査や点検の手数料でございます。13節の委託料は、調理と配送業務の委託、ごみの収集の運搬等に要した経費でございます。14節の使用料及び賃借料は、コピー機の借上料などでございます。

次に、148ページに移ります。1 款 1 項 2 目給食費の11節、需用費でございます。これは給食用の賄材料の購入費の経費でございます。

簡単でございますが以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。3 番、中舘文雄君。

○3 番（中舘文雄君） 今、決算書の中で年度、4月1日から今年は所長兼務ということで、町の職員が一人体制でやるというこの方針が示されて、その結果がそのまま人件費約1,000万の減が一般会計の繰り入れ金1,000万位だということでそのまま表れているのですけども。我々経費削減、削減ということは今まで言ってきたのですけども。給食センターというところから言って、本当に職員1人置いて、所長が居なくて全部委託の職員を使ってというところを。経費は削減してほしという気持ちは持ちながらも、その体制でいいのかなという。その数字を見ながら思っていました。その辺、担当者の減、減とって来ているものですから。良くやったと言えばそれで済むのかもしれませんが。実際の給食センターの運営に対して今の体制で大丈夫だということであれば、いいのですけども。その辺の考えとそれともう一つ。今、地元で騒がれている食材の購入に、野菜不足とかそういうのが相当騒がれてるようですけども。その辺の支障というのは

今現段階です。25年度の決算に直接、影響あったかどうか分かりませんが、その辺の状況を現体制の方向とそうした食材の仕入れその他で何か問題が起こっていないかどうかその2点お聞きします。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 体制についてのご質問でございますが、今現在約1,700弱人分の給食を年間200日提供するというふうな形になってございまして、町の職員1人プラス私、兼務というふうな形で運営して来てございます。安全な給食の提供というふうな部分と施設の管理運営というふうな部分を考えますと、町の職員2人体制が望ましいのかなというふうな考えは持っておりますが、何せ限られた職員数の中で行政サービスを提供していくというふうなことを考えますと、今の体制が十分と言えませんが、何とかやっていける体制じゃないのかなというふうに考えてございます。

もう1点の食材の購入につきましては、消費税のアップというふうなこともございまして、特に最近では肉類の価格が上がってきてございまして、10%以上、価格が跳ね上がってきてございます。そういう部分では、やりくりをしながらやってきてございますが、場合によっては給食費の値上げ等も段々に検討しなければならないのかなというふうには感じております。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 149ページの需用費について私もお伺いします。納品される食材について以前は、放射能残留がどうでしょうかというような事を伺っていましたが、最近では例えば中国産どのくらい使ってますか。韓国産どのくらい使ってますか。っていう事の方が重大な問題のような気がするんです。中国は例のとおりですし、韓国に関しては海産物ですとかそういったものに関しては、直接、糞便に汚染されておりますよというそういう情報がアメリカ、ヨーロッパでは普通になってます。どういうわけか日本ではあまり報道されたふうがないのがちょっと困るなと思うんですけど、それ位国によっては輸出品に対する品質管理ですとか衛生管理というのがそれほども違うわけですね。お国柄なのか国民性なのか、もっと違う要因があるのか知りませんが、少なくともそういう環境があるのであれば、お隣、世界中にそういう環境がある

のであれば、できれば国産で揃えたいかがでしょうか。できれば地元の野菜ぐらいは、おコメぐらいはそうように給食区費の値上げ等も考えておられるのであれば。直接の取引をすればですよ。それほど消費税を意識しなくても良い価格で買入れができるはずなんですよ。合わせて食は文化ですから。「こういう給食毎日食わされてるんだろうね」って思うとですね。かわいそうだなと思うんですけども、食べてる本人どが「おいしい」って、まあそれならそれで良いのかなと思うんですけども。食文化っていう、地元の食文化っていう事を考えれば、もう少し学校給食の行く末っていうのを考え直すいい機会ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 放射能検査とか国外産のものをというふうなお話しもございました。地元産の農産物等も使ってくださいというお話しでした。ちなみに、コメにつきましては南部町産のコメ100%で年間ずっと使い続けておりますし、あと野菜ですとかそれ系も約30%まではいきませんが、その分を使ってございまして、国外産等は使っておりません。今のところ。それで、青森県内産、国内産という形で食材を購入してやっていると。まあその食材の購入につきましても、三戸郡内の学校給食センターに配置されております栄養士さん達が毎月集まりまして、「こういうのも使ってみよう」とかそういう共同購入の会議も開いてございまして。できるだけ価格も抑えたもので、おいしいものというふうな工夫をしております。食の文化という部分のお話しがございました。郷土食。例えば、せんべい汁とかですね、そういう部分、地元産の南部太ネギを使ったものとか。そういう部分に務めておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 30%ですか。野菜が30%ですか。市内のスーパーとか行ってみて、県産品ってどのぐらいあるのかなって思うんですね。店内には「青森県、青森県」とかっていうようなキャンペーンソングのようなものが響き渡ってるんですけども。なんかこう良く見みると、10%なんてないだろう。もしかしたら何%かですよというふうな。地方にあってそういう流通ですよ。 「県産品、県産品」と言いながらやっぱり仕入れの事情とか販売の価格設定を考える

とですね、なかなか地元産だけじゃ成り立たない事情っていうのが。多分、給食への納品も同じ流通の一たんなのでしょうから。かなり大変なことなんだということは理解できる気がするんですよ。ですけれども30%。例えば、スーパーで数%、10%。給食センターのあれでいったら30%できるんだったら、50%も可能じゃないですかと。ですけど、地元を思うのであれば、それは当たり前のことであって、私らがそういうふうはどうでしょうかっていうのはこれも当たり前のことです。できれば、それに答えていただきたいと思う次第なんです。別に豚肉だとか牛肉をなんたかた食わせなくてもですね。鶏肉だったらもっと近くにあるじゃないですかと。色々あります。牛肉と豚肉は家庭で召し上がってくださいみたいなそういう設定もできるわけですよ。そんな事を考えるとですね。もっと納入のシステムっていうことを例えば、納品したものには責任をもってもらう体制。そのためにはそれなりの基準をクリアしたような業者を選んでいく必要もこれからはあるかと思うんです。そういった基準設定みたいなことを考えてですね、コストパフォーマンスなんかも考えてもらえればと思っています。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり認定されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 次に151ページから160ページまでの議案第60号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 151ページをお願いいたします。議案第60号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

156ページ、157ページをお願いいたします。事項別明細で説明いたします。歳入でございます1款1項1目1節、農林漁業体験実習館使用料。収入済額1,292万3,774円となっております。体験実習館の使用料でございます。ちなみに、利用者として平成25年度約4万2,000人。24年度に比較致しまして、3千人ほど伸びております。収入につきましては、44万5,000円ほど伸びております。

2款1項1目1節、物品売払収入。収入済額3,526万1,358円、食費等の売り払いでございます。

3款1項1目1節、一般繰入金。収入済額3,0502万円でございます。一般会計から繰り入れてございまして、送迎用車両等の更新、それから物置のプレハブ等の購入の経費に充てたものでございます。

4款1項1目1節、繰越金。6万1,347円、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目1節の雑入は、2,472万円の収入済み額です。これは原子燃料サイクル推進特別対策事業助成金を活用いたしまして大規模改修工事等に充てたものでございます。

歳入合計でございます。収入済み額が1億346万6,479円となっております。

続きまして158ページ、159ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項1目管理運営費でございますけども。支出済みが1億338万7,031円となっております。不用額として356万円ほど出ておりますけども、人件費が主にあっております。これは、パート職員、臨時職員等年度当初公募いたしまして、採用しているわけなんですけど。年度当初からパートが1名不足した状態でスタートしておりました。それから、年度途中でパート職員の入れ替えとかありましたので、193万円ほど不用額が出ております。随時募集しておりましたけども、なかなか採用できなかったという経緯がございます。それから、11節の需用費でございますけども、支出済みが3,171万4,102円となって、不用額として32万9,000円ほど出ておりますけども、これは、大規模改修工事によりまして、ボイラー施設が交換になりまして約2か月間、お風呂が営業でき

なかった部分がございまして、その燃料費の減という形でございます。それから、13節委託料で
ございますけども、326万1,195円の支出済みで不用額として39万6,000円ほど出ておりますけど
も、これは設計監理業務委託の入札残ということでございます。それから14節の使用料及び賃借
料、支出済みが96万4,232円でごじますが、不用額として32万円ほどでておりまして、
これは、カラオケ使用料といたしまして、カラオケ著作権等ございまして、宴会等が少なくなっ
たこともございますし、清掃用品等も2か月間お風呂が営業しなかった部分で結構、減っている
という形になっております。それから15節工事請負費でございますけども、支出済みが2,904万
6,360円で不用額として26万6,640円ほどでておりますけども、これは入札残という形でございま
す。公課費といたしまして111万7,200円の支出済み額で不用額として22万3,000円ほどでており
ますけども、消費税が少なくなったという形でございます。歳出合計で1億338万7,031円の支出
済みとなっております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページ数は157ページ。1款1校1目体験実習館使用料の先ほど3,000人
増えたという喜ばしい話をされましたけども、宿泊と日帰りの詳しい人数をお知らせ願いたい
のと、3,000人もふえたということで、かなりご努力されたと思いますけども、こういった点が
伸びる要因となったのかその辺、わかりましたらご説明お願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 日帰りですけども、4万人です。宿泊に関しては2,387名という
形で出ております。ふえた大きな要因でございますけども、7月、8月に陸上関係の合宿等が入
ってきてまして、前年度に比較して約7月で1,400人、8月で1,700人程度ふえております。ここの
部分が大きくふえた部分でございます。予想では2か月間のお風呂が営業できなくなるというこ
とで減るという予想をたてておりましたけども、意外と合宿の部分がのびてくれたおかげで人数的
にはふえた。その合宿に関しましては、今年も同じ形でふえてきているというふうな形にな
っておりますので。そういう内容になっております。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 159ページ。11節需用費。賄材料費です。ここでも賄材料費が1,500万ほどある訳なんです。こういったものの購入のシステムというのはどういうふうに行なってるでしょうか。学校給食で伺ったので、地元産品というのはどの位使わさっているのでしょうか。

それから、AEDを設置されましたよね。それは、買い取りだったのですか。何か項目がないのであれなんです。レンタルだったらそのあれが出ると思うんですが。その使用状況ですか。実際に使われたケースとかそういったケースはありましたでしょうか。その辺、ご説明ください。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 賄材料費の購入につきましては、野菜、果物類はほぼ町内から仕入れております。町内で調達できない肉類、魚類は八戸市内の業者から仕入れるような形。同じ肉につきましても町内のお肉屋さんから仕入れるような形も取っております。

AEDなんですけども、昨年設置させていただきました。これは、リースで対応しております。ほかの施設と合わせた形でリースを考えるとということで、リースで設置しておりまして、利用実績につきましては、ちょっと私、把握しておりませんでしたので。何かあると私のところに報告が来ますので、来なかったという事は多分、まだ使われていなかったのではないかなとは思っていますけども。詳しい事は確認しないと答えできないと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 野菜とか果物。それはどこさ行ってどうやって買ってくるんですか。わかりますか。

それと、AED 1基ですか。ああいった施設なのであと二、三台も何カ所かに配布するようなことをご検討なさったらいかがでしょうかという提案でございます。使われなかったのは、非常に幸いだったと思います。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 野菜、果物に関しましては、それぞれの農園の方から直接仕入れる形をとったり、そういう形で購入しているということでございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 161ページか170ページまでの議案第61号、平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第61号、平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。166ページと167ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款ボートピア交付金、1項1目1節環境整備協力費でございますが、収入済額は498万6,558円でございます。これは競艇事業の売り上げの0.5%の収入でございます、前年度に比較して77万4,000円余り減額となっております。

続いて2款1項1目1節の繰越金でございますが、収入済額は431万7,685円。前年度に比較して127万余り増額となっております。

歳入合計でございますが、収入済額930万4,243円となりました。前年に比して49万7,000円余り増額となっております。

次のページをお願いいたします。歳出、1款総務費、1項1目一般管理費でございます。まず、8節の報償費でございますが、町道清掃作業41町内会の町道清掃作業の謝金でございます。108万6,950円となりました。14節でございますが町道維持修繕のための機械の借上料117万7,575円支出いたしました。16節の原材料費は同じく町道の補修用材料59万7,660円の支出済額でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、自主防災組織活動の補助金が7万5,900円。笑顔あふれる街づくり事業。平成25年度は7団体に対しまして74万1,000円を支出いたしました。19節合計といたしましては81万6,900円の支出済額となっております。歳出の合計額でございますが一番下367万9,085円となりました。前年度に比較して81万余りの減額となっております。

次のページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが。歳入総額は930万4,000円、歳出総額は367万9,000円でございます、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額562万5,000円というふうな結果となっております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページはですね168、169に関わるところで。この特別会計は入ってくる場所は限定されたところ、入ってくる費用で無駄に適当に使うわけにはいかない事業かもしれませんけども。今、説明の中で、例えば町道の補修とかそういうものには使っている。その辺のどういう範囲で区別。例えば建設課で管理している町道もありますよね。繰越金があるということは良いことかもしれませんけども。有効利用するということも一つの利用方法かと思えますけども。その辺の。どういう町道にはここの予算を使って。一般会計の予算から使うというのがあれば聞きたい。19節の負担金とか補助金の例えば、自主防災会それからふれあい事業というのはもっともっと要望があればここから出せる。まあなかったのか、その実情を。実際に要望に対して

どの程度応じているのかどうかの内容。2点。町道の仕分けと事業の要望に対してどういう体制になっているかお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 町道の使用区分でございますけども、8節の報償費でございますけども、町道清掃作業ということで。町道の環境美化の推進を図るためといたしまして、草刈りと側溝の泥上げとになりますけども。町道の清掃作業を実施した町内会に交付しております。特別、どこを指定して何号線とかそういうのではなくて、町内会にある町道を清掃していただいているものでございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、笑顔あふれる街づくり事業でございますがこれにつきましては、募集に際しては広報を使ったり、各町内会長さんに文書を出したり、町づくり団体などに対してもPRをさせていただいて募集に務めております。平成25年度については、1回目の募集であまり件数がなかったものですから、2次募集で更に募集をした結果でございます。ここにつきましては、ご覧のとおり不用額もでておりまして、なるべく私の方はPRに務めて、多くの町内会さんの町づくり事業に活かしていただきたいなというふうなことを考えておりますが、大体、毎年度10件以内位の申請でございます。これからももっとPRに力を入れて、有効に活用していきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 自主防災会の助成金でございますけども、平成24年度から南部町自主防災組織活動助成金交付要綱というのを設置しまして、自主防災会が独自にやる訓練及び啓発活動等に対しまして、3分の2補助ということで出しているのでございますけども。25年度につきましては、4団体7万5,900円ということでございました。24年度につきましては6団体で13万6,000円でございますので。これについての周知は特に行政員会議、自主防災会の会長さ

んを兼ねている方がございますので、年度内であればその年にやった訓練とかそういうものについて年度末までにとにかく実績を出していただければ、交付金を出しますというふうに常々申し上げてございますので。訓練実績がある団体につきましては結構、出していただいているのですが、そういう活動が少し少ないのかなと。経費がかかる訓練と言いますか。賄材料、炊き出し用の材料とかですね。そういうのが基本的なもので出しております。今後とも周知活動には務めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 特に町道の美化に限定した形でやっている。恐らくこの辺の宣伝をもうちょっと上手く利用して。ただ、収入財源そのものは確定したものではなくて、その時の売り上げとなればがたっと落ちれば入って来ないという収入源がそういうものですから、あれもこれもというわけにはいかないとおもいますけども。もうちょっとPRして、その町内会の金を功少し足して、もうちょっとやってもらおうとか、何か利用価値をもう少し検討してもらいたいと思いますがその辺がどうでしょうか。事業を広げるってことは、担当課長。その他にこの事業でもこの予算、特別会計を使っていくってのまでには意義を広げるわけにはいかないんでしょうか。その辺のとこと町道をもう少し、単価を引き上げて、「この辺まで町内会でやってくれ」というような協働を協議するような予定はないのですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 町内会の周知につきましては、毎年5月に開催しております行政員会議の方で行政員の皆さんの方にこの事業の説明をしております。様式等もその時点で配布しております。また、来年もありますのでそこで周知していきたいと考えております。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 例えばこの予算の事業への使い道をもう少し、こういう方向にも検討する余地があるかどうかというのをまず、担当課長の方で考えがあれば、なければここで範囲をこ

こまでにするというかもしれません。その辺のところがあれば、お聞きしたいんですが。

○委員長（川井健雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 町道の維持補修に関しましては、今、建設課と話し合いをしているのは、町道の穴埋め等が結構ございますので、もう少し使いやすく予算を11節の修繕料の方に組み替えをするともう少し、使いやすくなるのかなと。そういう穴埋めだとか、一部補修を実施することによって、事故が減るし、交通の安全性確保という点でそこを少し使いやすくしたいなということは考えてございます。

笑顔あふれる街づくり事業に関しましては、特にだめだというものはございません。非常に広く使っていただいております、まつりの山車の制作ですとか、町内会のゴミステーションの設置ですとか、あるいは、町内のクリスマスイベントなどにも使っていただいております。ハード、ソフトに広く使えるようになってございますので、ここはやはりもう少し周知をして、多く使っていただけるように努めていきたいと考えております。

○委員長（川井健雄君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 去年まで緊急雇用対策事業というので、公園だとか町道を一部町の方で雇用して草刈りというのを結構、やりましたよね。結構それは喜ばれていたんですよ。町内でもですね。その辺が、そういう事業がなくなったということで出来るだけ他の予算を工面してやりますという議会でも答弁があったのですけども。もうちょっとその辺のところをこういうところの金を使って。そういう町民に喜ばれた事業だったものですから。主要は、ここだけではどうしても草刈りするとかそういう雇用だとかそういうのにも広げられないのかなと思ってこういう質問をしています。その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今、笑顔あふれる街づくりということで、広く利用できるようには準備しております。ただ、食糧費とか人件費には充てがらないようにしておりましたので。ようは

金額を大きくしないで、みんなに広く当たるように備えておりますので。

もう一点は、地域の担当職員を配置しますが、また地域から要望が出てくれば、この件数がふえてくるかもしれないという気はしてございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 次に171ページから207ページまでの議案第62号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 171ページからになります。議案第62号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。ページの174、175ページをお開きください。一番下段になります。歳入合計、収入済額が33億5,909万5,775円となっております。

次に、ページの178ページ、179ページをごらんください。一番下段になります。歳出の合計が33億1,586万7,774円となっております。歳入歳出の差引額が4,322万8,001円。このうち、3分の1以内の額を基金に積立するものであります。1,437万9,000円を基金として、残りを繰越金として平成26年度に歳入するものであります。

次に、歳入の主なものをご説明します。次のページをごらんください。1款国民健康保険税、1項1目の一般被保険者国民健康保険税になります。国民健康保険税の総額は5億9,776万4,746円。平成24年度と対比しましておよそ1,055万程度が減額となっております。調定に対する収入済額は71.7%となっております。1目の一般被保険者国民健康保険税、1節の医療給付費分現年課税分をご説明しますと、調定額が4億3,406万4,452円に対し、収入済額が4億73万1,749円となり、92.3%の徴収率となっております。

次に、一番下段になりますが、3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金になります。収入済額は、4億5,456万2,399円となっておりますが、内訳については次のページをごらんください。182ページ、183ページの一番上段になります。1目療養給付費等負担金の内訳は、備考欄にございます。一般被保険者療養給付費等が2億9,265万8,537円。

後期高齢者支援金分として1億379万5,971円。介護納付金としまして5,810万7,891円となっております。これは、療養給付費、国が負担するべき32%に相当する額となっております。

次に、3款2項国庫補助金 1目の財政調整交付金ですが、中段になります。これは、国の負担するべき療養給付費の9%に相当する額となっております。収入済額は4億1,669万4,000円となっております。内訳は、備考欄の方についており、先ほどの療養給付費国庫負担金の説明と同じような部分で、先ほど申しましたとおり、通常の年ですと9%の負担率になっていましたが、25年度につきましては、1億7,951万3,000円の増額となっております。増減内容の主なものは一般被保険者療養給付分が2,326万9,000円の減、後期高齢者支援金分が465万円の減、特別調整交付金が3,485万6,000円の増額、これは医療センターの方に出す医療機器分に相当するものです。総合保健施設これは健康センターのことで新たに1億7,395万円の交付となっております。

次に、5款の前期高齢者交付金、1項1目の前期高齢者交付金ですが、これは、社会保険診療報酬支払基金からの歳入となるものでありまして、退職被保険者にかかわる部分でございます。5億4,496万2,743円となっております。

6款の県支出金になりますが、一番上段の1目、高額医療費共同事業負担金は、レセプトの1件当たり80万円を超える高額療養費にかかわる部分でございます。高額医療費の共同事業としま

して、収入済額が1,457万4,414円となっております。

次のページをごらんください。2項県補助金、1目県財政調整交付金。国は9%の負担率ですが、県は7%の負担率となっております。療養給付費の7%の負担分が、1億3,990万3,000円となっております。

次に7款です、共同事業交付金。これは、1目と2目二つに分かれておりますが、レセプト1件当たりの80万が1目の高額医療共同事業交付金。1件当たりの30万以上の高額療養費が保険財政共同安定化事業交付金の対象額となるものであります。合わせて、2億9,440万3,732円の歳入となっております。

それから、中段になります。9款の繰入金、2項1目の一般会計繰入金は、2億8,180万4,709円となっております。5節健康センター建設事業費繰入金が4,651万円となっております。

次のページをお開きください。186ページ、187ページになります。下段の方になりますが、11款諸収入2項雑入とございます。1目の一般被保険者第三者納付金としまして、267万7,862円という収入済額がございますが、これは、一般被保険者の第三者納付金5件の収入となっております。第三者行為というのは、交通事故等の加害者から支払われるものであります。

次のページをお開きください。188ページ、189ページになります。12款、町債1項1目の保健事業債は健康センター建設事業債の内訳として当該年度分として2億6,680万円、継続費分として1億1,060万円という収入済額でございます。

次に、歳出の主なものからご説明いたします。192ページ、193ページをお開きください。中段になります、2款の保険給付費になります。支出済額が17億3,523万8,220円。この額は、前年度より4.4%ほどの減となっております。それから、1目の一般被保険者療養給付費は、支出済額が14億7,096万2,788円となっております。これは、前年度に比べ2.8%ほど増額となっております。

次の2目の退職被保険者等療養給付費は、支出済額が8,996万9,700円で、前年度に比べ517万円ほどの増となって、増額の傾向となっております。

次に、下段の2項高額療養費。こちらの方は、支出済額が1億7,931万4,986円となっております。前年度に比べて5.5%の減額となっております。

次に、192ページ、193ページをお開きください。中段になります、3款後期高齢者支援金。これは、3億4,926万2,819円で前年度より0.6%増額となっております。

次に、196ページ、197ページをお開きください。中段よりやや上になりますが、6款の介護納付金、1項、1目介護納付金。支出済額が1億8,232万8,931円となっております。前年度比で1.1%

ほどの増額となっております。

次に、その下の 7 款の共同事業拠出金、1 項、1 目高額医療費共同事業拠出金。それから、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金。これは、歳入の際にご説明しました高額医療 1 件当たりの 80 万及び 30 万で区分されるものでありますが、合計で 3 億 1,711 万 5,161 円の支出となっております。

次に、8 款 保健事業費です。196 ページ、197 ページをごらんください。1 項 保健事業費、1 目特定健康診査等事業費の備品購入費ですが 48 万 900 円の支出は体組成計 1 台を購入しております。

次のページをごらんください。2 項保健事業費、2 目国民健康保険保健指導事業費の備品購入費ですが 147 万円の支出は骨密度計 1 台を購入したものです。

先ほどの体組成計は体脂肪計の機能のほかに内臓脂肪、基礎代謝量、筋肉量、骨量等、体組成を測定できる機能が追加されているものです。

骨密度計の方につきましては。踵の骨ですね。これを簡単に超音波の伝播速度で骨密度を測定する装置で、先程の体組成計もですが可搬性の高い。持ち運びが簡単な製品を購入しております。健康センターでの保健指導の他に公民館等で行う健康教室等でも活用しているもので、筋肉量の状態や骨密度の量で運動の必要性、骨粗鬆症の疑いのある人の医療機関の受診勧奨、食生活改善の指導等に役立てております。

次に 3 項総合保健事業費は健康センターの整備に伴い、委託料として 1,451 万 6,548 円、流用した 855 万 8,000 円は健康管理システムの購入にあたり、県の指導により備品購入費と委託料に分けたものでございます。

工事請負費は 9 件の工事を行い 5 億 3,878 万 470 円を支出しております。

備品購入費は 4,284 万 4,309 円となっておりますが、内訳は健康センターの施設用備品として 3,455 万 1,409 円、訪問看護ステーション開設のために使用車両に 82 万 7,400 円、介護報酬請求事務に用いるシステムとして 99 万 7,500 円、健康管理システムの更新に 646 万 8,000 円となっております。

9 款の基金費、1 項 1 目の財政調整基金積立金としまして利息分を 8 万 866 円積み立てしております。

次の 204 ページをお開きください。実質収支に関する調書となります。歳入総額 33 億 5,909 万 6,000 円。歳出総額 33 億 1,586 万 8,000 円。歳入歳出の差引額が 4,322 万 8,000 円となり、繰越明許

費繰越額 9 万円を引いた実質収支額が 4,313 万 8,000 円。うち、基金の繰入額が 1,437 万 9,000 円となります。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。14 番、立花寛子君。

○14 番（立花寛子君） ページ数は 180 ページと 181 ページにかかるところの、1 款、歳入ですね。

1 款国民健康保険税について、不納欠損額は 1,221 万 8,132 円。収入未済額は 2 億 3,508 万 7,432 円となっており、高過ぎて払いきれない国保税になっていることがこの数字に表れているのではないのでしょうか。

その一方で、ページ数は 206。1 基金、国民健康保険特別会計財政調整基金（現金）、決算年度末現在高は 3 億 3,920 万円になっております。これだけの基金が必要でしょうか。ぜひ、国保税の引き下げを考えていただきたいと思います。しかし今、制度的に大変な制度が導入されようとしております。今でも国保税が高過ぎて払いきれないのに、どのようになってしまうのかわからない制度の国保公益化、都道府県簡易化などと言われております。これらの事業が導入されますと益々国保税が引き上がる事になるのではないのでしょうか。これからの動向をお知らせください。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 基金の方ですけども、一昨年の会議でも申し上げましたが、県の方から経営を安定するために、会計規模の 10% から 15% の基金を積み立ててくださいということがありました。下げるということにつきましては、3 億を大幅に上回った時と答えましたが、25 年度の会計に適用しますと、三億三千、一千五百万位、15% であれば 3 億 8,130 万円位になりますから、大よそ 3 億 5,000 万位ということでお答えしたつもりなんです。現在、先ほど積み立て金額もわかったように、25 年、24 年と 1,600 万前後で推移しております。かなり減ってきております。今年度は、消費税に見合う形で初診料が上がっておりますので、およそ、それについては 300 万から 500 万の支出増が見込まれております。今年度、感染症の話題が一たん出たんですけど、このままでなければ、若干であるけれども残るのかなという気はしておりますが、前にも

申し上げましたとおり、3億5,000万位が一応の目安として考えております。ですので、今、現在3億3,920万ですけれども、もう少し、推移を見たいと考えております。というのは、前にも申し上げましたとおり、新型インフルエンザが流行しているという話を聞いただけで高齢者の方はみんな病院に行くんですよね。4年位前でしたか、その噂、噂というか全国的に出た時に、やっぱり3,000万位すぐに跳ね上がりました。ですので、現実的に町内で発生した時には恐らく数倍、一気に支出額が膨らむのかなという気がしておりますので、あまり基金を少なくするのも経営安定のためには上手くないということも考えております。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。（「制度のことは」の声あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 制度が変わるということで、都道府県の広域化のことの趣旨の質問だと思いますけれども、県の方で8月27日に県国保連の方に頼まれまして、説明がありました。国の方で今、再度、広域化について話しが出ています。開始。広域化の予定は29年4月1日になっております。

※工藤幸子君 着席

これに向けて、市町村に関係する分については、先ほど高額医療費の30万、80万という話ししましたが、30万の医療費についてこれを撤廃して、1円からの医療費。全医療費になる訳ですね。地域的な閉鎖をなくして。市町村ごとによって医療費が高いのを薄めるということで、国では検討しております。その作業が平成27年度、来年度から予定されておりますので、結果、27年度については予算措置が必要であるか必要でないかについては、県からの連絡を待っている状況です。それから、皆さんも新聞等で見てわかっているかと思いますが、都道府県毎にまともだと保険料という事が一番問題で、当然、中間を取る訳ですけども、安くなる部分が半分でてくると。高くなる部分が半分出てくるのが当然、予想されますけども。その緩和策として今、国費をどの位入れるかということで議論されているようです。これについては、どのような方向に向かっていくのかという事はまだ、情報がありませんので、ここでは答弁を控えます。

それから、税率の広域化に伴った税率の引き下げということですか。これについては、国費がどれ位投入されて、平均化するかというのがわからないものですから、何とも言えないのですけ

ども、今県内40市町村ありますけども、医療費が南部町は真ん中らへんにいますので、どんなことになってもあまり変わりはないのかなという見込みでいます。出したとしても少し、減ったとしても少しということになるかと思います。以上です。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 結局今の説明では、どちらにしても国保税は引き下がらないような答弁だったようで大変、残念な答弁だったということを訴えておきたいと思います。

この国保の基金に対しては、何度も言ってきたのですが、3億円以上貯めている町村はそうなのではないか。ほとんど、基金を取り崩し、また、一般財源からも入れているのが実情ではないでしょうか。どちらにしても、余力があると考えておりますので、真剣に国保税引き下げの方に動いていただきたいと思います。

また、制度の説明、今有りましたけれども、都道府県単位化という事が進みますと、新聞紙上によりますと、病院へ行く患者の抑制が進むだろうと予想されております。そうすると、病気の重症化が進み、結果的に医療費が跳ね上がる。このような悪循環が指摘されております。ぜひ。必ず導入されるのでしょけれども、今点に対しても自治体としての歯止めもかけていただきたいと思います。以上終わります。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 私も180ページのその歳入、1款国民健康保険税についてちょっと伺いたいです。29年度と言いますか広域化が。それは29年度から広域化しようという前提で今、検討されているということですね。それにしても、3年位あるんですかね。その間に、この国民健康保険税の算定方法を変えとかですね。引き上げるとか。そういった計画はありますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 直接、広域化についての会議が開かれたのが8月の末でしたので、今、都道府県毎に広域化する際に、医療機関がない市町村はかなり医療費が安いんですよ。

当然、税金も。そこで、激変緩和のために国費を投入することにかろうかと思えます。その議論がいま盛んにされておりますので。その段階で、どうなのかという事なのですが。先ほど申しましたように青森県内の中で医療費支出、平均。真ん中らへんなんですよね。南部町が。大よそ平均の額になります。ですので、県全体で考えた時にこの基金の積立額が多いか少ないかということになりますから、調整のために下げることはあり得ない事ではないかと思えますけども。賦課する額については恐らく、あまり変更がないのかなと思えます。ただ、国費分が投入された部分は当然、安くなるというのは予想されます。ですので今、国費投入分がいくらになるかわからないものですから、今まで集めていた保険税がどの位軽減できるかというのは予想がたちませんので、これについては、まだ見込みがたたないということです。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 今年の4月12日。これ東奥日報の記事です。青森県というのは、国民健康保険の保険料、保険税。その占める収入に対する、占める割合が全国で3番目に高いんだそうですよ。それで、どれぐらいかと言うとですね。青森県の。対象者は自営業、農漁業者、無職の人云々まあこれは良いですけども。加入者の一人あたりの平均所得は多分、1年ですね。57万7,000円だそうです。その平均保険料というのが7万8,456円です。その所得に対する保険税の割合というのは、13.6%もあるんだそうですよ。全国平均で行くと、10.1%位なんだそうですよ。先ほど課長おっしゃいましたから、青森県真ん中位ですから。真ん中位何であれば、今言った数値がそうなのかと思うんですけど。しからば、加入者一人あたりの平均所得はいくらあるんですかと。そういう事を把握していらっしゃいますか。また、南部町において収入に対する保険料の割合っていうそういったものは、把握なさってますか。本庁ではどのぐらいの割合になっているのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 所得についてのご質問ですけど、保険料改定の際には、軽減税率にかかっている世帯数を予測して、現実にかかっている世帯等を基に保険料額を決めて、結果的にいくら位集まるという事を想定してやっていますので。今、手元に、何世帯がどの位の軽減か

かっているかということは言えませんが。そういう事を踏まえて決定しています。その家計に占める負担が大きいということで、軽減されている世帯が多い分、それを国の方で若干、調整して交付金が多く来るようにはなっています。ただ、ご指摘のとおり。やはり、決して安い金額ではないということも認識しております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 多分データ持ってないんだろうなと思って質問をしたのですが。こういった議論はずっと昔からされてるじゃないですか。例えば、立花議員が当選なさってから、名川のころから言ってますよね。保険料が高過ぎるから払えない。何ぼでどういう状況だから高いの安いのかという根拠自体がないじゃないですか。それであれば、高いのか安いのかということをあれするのであれば。私も高いと思うんです本当は。高いと思うんですよ。安くはないと思うんですよ。ですけど、それは人それぞれの感じ方なのでしょうから何とも言えない。私はそう思います位の域を出て議論することはできないのですよ。今の持っているデータではですね。ですから、新聞がこういう統計をやりました。これは、共同通信かどっかの記事をそのまま掲載したのかどうか分かりませんが。共同通信なのかどこなのか分かりませんが。例えば、世の中がこういう統計の取り方をしているのであれば、それに沿ったような町のデータづくりのような事を少なくともこの国保に関しては、やっていただきたいと思うんです。そうでないと、医療費が高いとか安いとか、介護保険料が高いとか安いとか言ったってしょうがないんですよ。どういう全国の平均の、どういう状況にあって、何でもって上げなきゃならないのか、何で下げられるのかとか。全然、何をやるにしても根拠というものがありませんよね。そういう事をこの記事を読んでいて、更には、私もこの前まで国民健康保険に入っていましたけども、高いです確かに。高かったです。高いと思います。ですけど、それは私の事情が決めた保険料の算定だと思いますので、他の方は良く分かりません。ですが、そういった基礎データを作っていただきたいと思うんですけどどうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 当然、毎年賦課しているわけですので、賦課する段階で軽減税

率かかっているところありますので、何世帯というのがはっきりわかった状態で賦課していますから、調停額が成り立っているわけです。それから、先ほど「どうなっているのか」って。保険料を決める一番の基になるのは医療費の支出額になります。それを、簡単に言えば単純に割れば一番簡単なんです、そうもいかないんで、限度額を決めて負担していると。これは、県内でどうなのかなって言いましたが、先ほど真ん中らへんということと言いました。都道府県で見ると西日本の方がかなり医療費が高いということで、都道府県毎に比べるとかなり低い方に行くかなと思っております。ですので、時々一般会計の繰り入れということもやっている市町村もあります。国、県では「やめてくれ」ということでやっていますけども。それはやはり、高額な医療費があるからだと思います。当町では、そういうことはしないで今までやってきておりましたけども、国でも後期高齢者がふえている。結果、前期高齢者もふえていることになりますので、人口が減っている割には、負担がふえていくということで、先ほど言った広域化についても、国費投入についてもやはり国でも考えるようになってきたのかなと。ですので、今うちの町の基金も含めて微妙な段階で、やはり検討はしていかななくてはならないのかなということはわかります。ただ、額にして金額も異動する可能性もあります。若干、推移を見たいなと考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 今あるデータをそのように統計処理すれば、出てくるデータですよ。こういったことというのは。何て言いますか。例えば、町長もおっしゃいましたし、課長もおっしゃいましたけども。例えば、介護の施設にしても、病院、医療機関にしろ充実すればそれは高くなる。それは皆共通の認識なわけじゃないですか。ですけどあえて、そういうことを否定する理由もなければ。「だから病院作っちゃ駄目なんだろう、老人福祉施設作っちゃだめなんだ」そういう議論には絶対ならない訳ですよ。なりませんよね。それは無理な話です。かと言ってできればできたで使用料がふえるのは当たり前ですよ。「保険料高くなれば病院さ行けなくなる」とか何とかって、それは俺ちょっと違うかと思うんですけど。例えば、なんだってそうですよ。この前、スマホがどうのこうのって、中学生のスマホがどうのこうのっておっしゃってましたけども、スマホが登場したら、それが魅力的な物であれば皆ほしいわけですよ。使いますよね。「やめなさい」ってこれは無理な話ですよ。何だってそうだったですよ。同じ流れ

でいけばですね。そういうふうにあれすれば。例えば、病院を新しく建て直して、新しい制度で運営をはじめて、更には新しい女の先生もいらして、何か患者さんがいっぱいふえたやに伺ってますけども。そういうふうな現象が起これば当たり前の事で、保険料には反映ささってきますよね。当然の事ですよね。ですから、病院の事だけ考えりゃそれは収益が上がるのかもしれませんが。裏ではこうやって保健制度というものが負担を被ることになる訳じゃないですか。いわゆる「こっち持ってきてりゃこっち引っ込む」みたいなリスクトレードオフってやつですよね。ですからそういったことをあれすると、やはりまず最初に高いのか安いのか、何で高いのかという根拠を議論できるだけの数値を用意して、その上で高いのか安いのかということを議論しないと何かただただ「高い高い」いやただただ「仕方ない、仕方ない」と言って。こういった口上しにか見えないものですから、こういった準備を進めてもらいたいと思うのです。いかがなものですか。

○委員長（川井健雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。14番、立花寛子。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。高過ぎる国保税が払えない世帯がふえ続け、保険証を取り上げられて、医療機関にかかれない人が後を絶ちません。国保の危機を引き起こした最大の原因は、歴代政権が市区町村への国庫負担を大幅に削減したことであります。大企業の雇用破壊などによって、急増した非正規労働者や無業者などが国保加入者の多数を占めるようになったのも、国保の貧困化に拍車をかけています。国庫負担の引き上げ、国の責任による保険料引き下げなどを通じて、国保制度を再生させる改革こそ急務ではないでしょうか。このような背景を含んだ決算であります。当町の国保基金は破たんしているわけではありません。この基金の一部を取り崩すだけで、国民健康保険税引き下げはできます。国保加入者の負担軽減を訴え、反対討論と致します。反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。採決は起立のよって行ないます。本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） ご着席願います。起立多数であります。

議案第62号は原案のとおり認定されました。

ここで11時35分まで休憩いたします。

（午前11時25分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

.....
◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 209ページから235ページまでの議案第63号、平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） ○健康福祉課長 209ページになります。議案第63号、平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、216ページ、217ページをお開きください。歳入の主なものからご説明いたします。上段の1款保険料になります。

1 項介護保険料、収入済額が3億7,155万6,450円となっております。1目の第1号被保険者保

険料は、現年度分で3億4,103万9,150円、100.1%の収納率となっております。

2節の現年度分普通徴収保険料は、2,883万300円の収入済額で、これは89.8%の徴収率となっております。

次に、中段になります。3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金は4億2,501万9,363円の収入済額となっております。これは、介護サービス給付費の国の負担分であり、施設サービスの分が15%。その他、居宅にかかわる部分が20%の負担分に相当する額となっております。

次に、2項国庫補助金、1目の調整交付金。収入済額が、現年度分が2億1,025万2,000円となっております。負担割合は、平成25年度は9.16%となっております。

次に、218ページ、219ページをお開きください。上段になりますが、4款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は6億7,221万4,000円で、社会保険診療報酬支払基金より基金の負担分の29%に相当する額となっております。

5款の県支出金、1項1目の介護給付費負担金になりますが、収入済額が3億3,348万8,194円。これは、介護給付費の施設費に関する部分の17.5%、居宅のサービスに関する部分の12.5%に相当する額となっております。

次に、220ページ、221ページをお開きください。一番上段になりますが、7款繰入金、1項1目の介護給付費繰入金。収入済額が2億8,953万4,045円となっております。現年度分で、介護給付費繰入金は町負担分の12.5%に相当する額となっております。

下段になります。8款繰越金、1項1目の繰越金は1,399万9,821円となっております。

次に、226ページ、227ページをお開きください。歳出の主なものからご説明します。上段の2款保険給付費、1項1目の介護サービス等諸費となりますが、これは要介護度の1から5の認定者へのサービスに資する歳出でございます。支出済額は21億549万364円となっております。前年度に比較して3.3%の伸びを示しております。

それから中段より若干下ですが、6目の介護予防サービス等諸費になります。支出済額が6,760万793円。これは要支援の1、2の認定者へのサービスとなります。6.9%増となっております。

次のページをお開きください。次に、中段よりやや下の2項包括的支援事業・任意事業費というものがございりますが、これは介護予防に関する諸事業を行ったもので、1,728万57円の支出済額となっております。

次に、234ページをお開きください。実質収支に関する調書となります。歳入総額は24億1,663万7,000円。歳出総額は24億1,661万2,000円。歳入歳出差引額は2万5,000円。実質収支額2万5,000円となっております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページ数は216から217にかけて。1款、1項介護保険料のところ、不納欠損額は217万4,175円。収入未済額614万4,925円となっておりますが、死亡しない限り一生介護保険料は支払い続ける制度になっております。しかしこれから、要支援者の利用を認めない制度に変わると考えておりますが、これからの動向をお知らせください。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員がおっしゃったことは、来年度以降、制度改正で行なわれる事業のことでしょうか。決算書にないものですから、お答えにくいのですが。来年度、法改正になる。現状の決算と変わるものについてだけお答えします。まず、1割負担ということが2割になる人が居るということは、わかっているかと思えますけども。年金収入額が160万円以上もしくは、1号被保険者の収入額が確か280万、世帯総額で346万というくくりがあったと思えますけども。確か、160万円以上の方が460人位いたかと思えます。更にその中で1人の収入で280万円以上という方が仮に3割位いたとします。そうすると、150人位になります。今、要介護認定率が約20%ですので、150人の20%と言いますと30人ほどになります。恐らく30人前後の方が介護保険を利用した時に2割負担になる方なのかなと今はそういうふうに考えております。これは、あくまでも仮の数字なので、何とも言いようがありません。それから、要支援につきましては、今後、介護保険特別会計から除かれまして、特別会計から除く事になります。それは、別な特別会計でやるか一般会計でやるかわからないんですけども。要支援分につきましては、これまで町で行なっていた福祉サービスと国でいう確か、ヘルパーとデイサービスだけは認めるようでしたので、その組み合わせで要支援、要支援になる一歩手前の方についてのサービス提供となることになるかと思えます。ですので今、検討している事は要支援の方に対して、これまでやるやり方

をもっときめ細やかに状況を調べてもっと融通性のあるサービスにしたいということで、検討している最中であります。以上です。

○委員長（川井健雄君） 来年度の予算に関する質疑は控えてください。お願いします。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 歳出のところですけど、今の説明に加えて。歳出の227ページ。2款、1項、1目介護サービス等諸費の備考欄に様々なサービス給付費が書いてありますが、これからの計画でこのサービス給付費を引き下げようとしているのですか。しかし、それであるならば、介護保険料も引き下げられてしかるべきではないでしょうか。今まで要支援者もきちんと訪問介護、通所介護いわゆるデイサービスなど、保険給付を受けて利用していた人々がいくらきめの細かいサービスを準備しているからといって、その方が今までのサービスから出たくない。要するにそのサービスで十分に生活がまかなっているところから、引き裂いて「違うサービスを受けなさい」というようになっていくのでしょうか。とてもじゃないけども介護保険制度自体が大変な改悪させられると思っております。しかし、そういう新しい制度になっていくということも多くの方と言いますか、介護保険を利用されている皆さん方、サービスを受けている皆さん方はご承知なのでしょうか。その点のお知らせする活動は、どのようになっていますか。混乱が起こるではありませんか。その予算などもお取りになるのですか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 要支援の方につきましては、当初制度が始まった時は要支援というくりしかなかったのですけども、「それじゃまずいだろう」ということで要支援1、2という二つに分けております。今、国が制度改正を行っていることにつきましては、これまでどおり介護予防につきましては、国庫補助金を用いてやることになります。なぜ市町村に任せられたかということですけども、市町村が責任を持って、要支援の方が要介護状態にならないようなサービスを提供して取り組んでくださいということになります。ですので、予算規模につきましては、逆に若干、ふえるのかなというふうな見込みでいます。決して介護保険から外すっていう趣旨は、市町村がただ単に給付費を支払うばかりではなくて、要介護状態にならないという

工夫しなさいということでもありますので。ここで保険給付費として先ほど、介護予防ということで付いていましたが、この金額については若干、予算規模が膨らむのかなというふうな今、見込みでおります。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度は、利用がふえたり、介護従事者の労働条件を改善されると直ちに低所得者まで含めて保険料、利用料が連動して引き上げられるという根本矛盾があります。財源的に給付抑制か、保険料引き上げかの根本矛盾を抱えており、国レベルでの国庫負担の増額を求めるとともに、自治体レベルでも一般会計からの繰り入れをしない限り、事態の解決が困難になっております。所得の少ない人ほど、負担割合が高い介護保険料支払い能力に応じた負担を原則とするように改めることです。年金は下がり続けるのに、保険料は引き上がる老後の不安とともに、負担増への怒りの声が広がっています。介護保険料を下げ、町独自の減免制度か改善を要求し、反対討論と致します。反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君）　ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君）　237ページから246ページまでの議案第64号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君）　237ページになります。議案第64号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

242ページ、243ページをお開きください。歳入の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費としまして、1節の収入済額が633万2,500円となっております。ここの居宅介護支援サービスにつきましては、要介護1から5のケアプラン作成になっております。

次の2目の介護予防支援計画費、収入済額が684万2,840円は介護度が要支援1から2の方々の介護サービス計画を策定した収入となっております。3款1項1目の繰越金は、200万1,011円となっております、前年度からの繰越金となっております。

次のページをお開きください。歳出の説明になります。1款1項1目一般管理費の主なものは人件費、需用費、委託料に関する支出となります。13節の委託料790万8,280円の内、介護予防計画作成業務は、民間の居宅介護支援事業所等への委託になります。委託先は社会福祉協議会を含め14の法人に計画作成の事業委託を行っております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

※八木田憲司君 退席

※工藤正孝君 着席

※馬場又彦君 着席

※工藤久夫君 着席

（午後1時00分）

.....
◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 247ページから258ページまでの議案第65号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 247ページになります。議案第65号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、252、253ページをお開きください。歳入の主なものとなります。1款1項の後期高齢者医療保険料は、1億811万8,300円の収入済額となっております。

1目の特別徴収保険料は7,876万7,300円。2目の普通徴収保険料は2,935万1,000円となり、特別徴収は100.14%、普通徴収の方は97.42%となっております。

次に、3款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金は7,082万9,550円となっております。これは、事務費等繰入金と、保険基盤安定繰入金を繰入したものであり、6,843万550円と備考欄に記載されているとおりであります。

次に、下段になりますが、5款2項1目の保険料還付金5万7,500円は、保険者の死亡等による還付となっております。

次にページ256、257をお開きください。歳出の主なものとなります。

1款1項1目の13節委託料に775万7,931円は、システムの保守点検と特定健診の委託料ということになります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金としまして1億7,647万1,150円は、備考欄にございます保険料負担の1億804万600円が主なものとなっております。保険基盤安定負担金ということで6,843万550円。これは、7割、5割、2割の軽減にかかわる部分の歳出となっております。

次の258ページをごらんください。実質収支に関する調書となります。歳入総額1億8,599万3,000円。歳出総額が1億8,476万4,000円。歳入歳出差引額が122万7,000円となっております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 252ページ、253ページをお願いいたします。歳入、1款、1項、後期高齢者医療保険料について、改定時、今まで据え置きで行なってきましたが、不納欠損額、収入未済額が見られるようになりました。75歳になってから医療を受けるに不自由になるとは悲しいこ

とであり、冷たい制度であると考えます。どのような措置をとっておられるでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 立花寛子さんのご質問にお答えいたします。後期高齢の保険料の部分で不納欠損額、収入未済額が発生しているということでございますけども。普通徴収分についての不納欠損、収入未済額でございまして、それと滞繰があるわけでございますけども。普通徴収部分につきましても、欠損額がここで25万8,800円つきまして39件でございまして、現年分で2件4,600円の部分で2件、滞繰分で37件となつてございますが。この現年の2件につきましては、生活保護の方に切り替えとなつたために即時の欠損という形を取つてございます。不納欠損につきましても、様々の理由等がございまして。即時欠損に落とせる部分、調査いたしまして、支払ってもらふための生活がすごく貧困にあるとかですね。世帯主の方が病気であつて、今後、納めていく見込みがないとか、そういう部分につきましては、欠損という形で落としておりますけども、そういう部分でもその納付者の方々とうちの方と相談しながら。福祉課の方にも入っていただきまして、こういう状況でございますので、生保の方への切り替えとか、そういう相談を進めたり、様々、そういう事情を聴きながら納めていない部分につきましても、通常で納めていただいている方との公平性を保つためにも納めていただくようお願いをしながら、進めているところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） なかなか保険料引き下がるわけでもございませぬし、年金も引き下がり、その他物価も上がつて、生活が苦しい状況の中で、医療を受けるに不自由されている方がおられるのかどうか、保険証の交付の方はいかがでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 25年度の保険者数は3,672人となっております。全部発行され

ております。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

75歳になった途端、それまで加入していた公的医療保険から無理やり切り離され、別立ての医療制度に追い込み、負担増と差別医療を押し付ける世界でも例のない高齢者いじめの仕組みです。保険料は、改定の度に引き上げられております。当県では、据え置きでまいったことは大変、嬉しいことであります。75歳以上の老人の人口増加と医療費増が保険料に直接跳ね返る仕組みとなっているからであります。今後も更なる保険料引き上げは避けられないでしょう。後期高齢者医療制度は、速やかに廃止するしかありません。以上の理由を述べ反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 次に259ページから280ページまでの議案第66号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 259ページになります。議案第66号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明いたします。

266ページをお開き願います。初めに、損益計算書により収益的収入及び支出についてご説明致します。

1の医業収益でございますが、（1）入院収益は5億1,089万7,243円で、年延べ入院患者数は2万2,579人、病床利用率は93.7%でございます。

（2）外来収益は2億9,183万5,644円で、年延べ外来患者数は4万5,118人でございます。

（3）その他医業収益は1億1,656万9,298円で、主なものは居宅療養管理や訪問看護などの介護保険収益、特定健診、予防接種、他会計負担金などでございます。

医業収益の合計は、9億1,930万2,185円で、前年度と比較して1,376万7,936円の減少となっております。

2の医業費用でございますが、（1）給与費は6億2,788万8,424円で、職員の給料及び手当て、パート医師の報酬、臨時職員の賃金、共済組合などの負担金でございます。

（2）材料費は1億1,228万4,542円で、医薬品や治療材料費、給食材料費でございます。

（3）経費は1億4,004万7,960円で、主なものは光熱水費や燃料費、修繕費、委託料などでございます。

（4）減価償却費は4,069万5,861円で建物及び医療器械などの減価償却分でございます。

（5）資産減耗費は74万7,488円で固定資産除却に伴う残価分でございます。

（6）研究研修費は123万5,168円で医学書の購入費や医師等の研修旅費などでございます。

医業費用の合計は9億2,289万9,461円で、前年度と比較して417万8,805円の増加となっております。

医療損失は359万7,276円でございます。

3の医業外収益でございますが、（1）受取利息配当金は11万8,959円で、普通預金、定期預金利息でございます。

（2）他会計負担金3,298万4,000円と、（3）他会計補助金1,772万7,000円は、繰出基準に基づき一般会計から繰り入れされたものでございます。

医業外収益の合計は5,480万4,797円でございます。

4の医業外費用でございますが、（1）支払利息及び企業債取扱諸費は652万7,679円で、企業債の利息支払い分でございます。

（4）雑損失は2,754万88円で、医業費用及び医業外費用の消費税のうち、控除対象外消費税分でございます。

医業外費用の合計は3,821万4,570円でございます。

経常利益は1,299万2,951円でございます。

5の特別損失でございますが、（1）過年度損益修正損は4万2,020円でございます。

結果、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は1,295万931円でございます。

前年度繰越利益剰余金4億2,242万8,523円に、当年度純利益を加えた当年度末処分利益剰余金は4億3,537万9,454円でございます。

次に268ページをお開き願います。次に貸借対照表の主なものについてご説明いたします。

資産の部、中段の2の流動資産、（1）現金預金でございますが10億4,955万636円でございます。

（2）未収金は2億4,954万3,375円で、主なものは国保や社保、後期高齢者医療などの保険請求分のほか、健診及び予防接種、医療費一部負担金、再生エネルギー県補助金などでございます。

流動資産合計は13億325万6,383円でございます。

負債の部の4、流動負債（1）未払金は3億8,679万6,799円で、材料費や経費、外構工事費、太陽光システム工事費の未払い分でございます。

流動負債合計は2,786万7,211円でございます。

流動負債合計は3億9,973万543円でございます。流動資産合計が流動負債合計を9億352万5,840円上回っていることから、資金不足などの不良債務はございません。

次のページの資本の部、5の資本金、（2）借入資本金のイ、企業債の年度末残高は14億9,095万5,039円でございます。

276ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の1項企業債は11億9,220万円で、内訳は病院事業債5億9,610万円、過疎債5億9,610万円でございます。2項出資金は1億7,721万8,000円で、企業債元金償還及び医療機器整備に要する経費として一般会計から繰り入れされたものでございます。3項繰入金は5,041万3,000円で、医療センター建設やX線テレビ装置などの医療機器整備に対する国庫補助金でございます。4項県補助金は9,836万7,000円で太陽光発電システム事業に対する県補助金となっております。

次のページをお願いします。資本的支出、1項建設改良費、1目土地は、1億210万26円で医療センターの外構工事費でございます。2目建物は12億3,731万8,646円でございます。内訳は設計費が641万7,485円で太陽光発電システムなどの設計費となっております、工事費は12億2,138万円で医療センター建設工事費が11億900万、太陽光発電工事費が9,799万円でございます。監理費は952万1,161円で医療センター及び太陽光発電システムなどの施工監理費でございます。3目医療機械及び備品は2億3,980万4,222円で、CT装置やX線テレビ装置などの医療機器整備費が2億386万7,000円、一般備品購入費が3,593万7,222円でございます。2項企業債償還金は、病院事業債の元金償還金で2,845万3,679円でございます。

以上で名川病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第67号から議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） お諮りいたします。

この際、281ページから321ページまでの議案第67号から議案第69号までの平成25年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計歳入歳出決算認定についての議案3件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。議案第67号から議案第69号までの議案3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） それでは、最初に281ページをお願いいたします。議案第67号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

286、287ページをお願いします。歳入について主なものを説明いたします。1款1項1目1節の公共下水道使用料の収入済額323万2,010円でございます。これは、南部地区大字沖田面、大向地区の一部を供用開始している下水道使用料となります。収入未済額は2,540円であり、使用料の1件分の未納でございます。

2款1項1目1節の下水道事業国庫補助金の収入済額は、9,193万9,000円で、うち4,793万9,000円は前年度から繰り越した事業分の補助金であります。

3款1項1目1節の一般会計繰入金の収入済額は4,658万1,000円であります。4款1項1目1節の繰越金の収入済額98万6,247円は、前年度繰越金と繰越明許費充当財源繰越金であります。

5款1項1目1節の雑入、収入済額271万6,253円は消費税の確定申告による還付金であります。

次に288と289ページをお開き願います。6款1項1目1節の下水道事業債、収入済額は9,190万円で、うち、4,790万円は前年度から繰り越した事業分であります。

下段になります。歳入合計欄をごらんください。調定額2億3,738万5,770円に対して、収入済

額が2億3,738万3,230円で、収入未済額は2,540円となります。

次のページ、290、291ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目の施設管理費の13節委託料、支出済額571万5,347円は浄化センターの維持管理業務及び事務委託料であります。

2款1項1目公共下水道建設費の13節委託料、支出済額382万2,000円は管渠設計積算業務であります。15節工事請負費、支出済額1億8,075万150円は管渠工事8件、舗装復旧工事2件分の工事発注であり、このうち前年度からの繰り越し分工事費としては9,589万9,650円であります。不用額94万9,850円は入札残によるものでございます。

次に292、293ページをお開き願います。3款1項1目元金の23節償還金利子及び割引料、支出済額701万2,444円及び2目利子の23節2,093万5,475円はそれぞれ、下水道事業債借入金を償還したものであります。

下段になります。歳出合計欄をごらんください。予算現額2億3,957万6,000円に対して、支出済額が2億3,708万2,037円で、不用額は249万3,943円となっております。

次に294ページをお願いいたします。実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額から歳出総額を差し引いた額30万1,000円となります。実質収支額30万1,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に295ページになりますが、財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物につきましては、浄化センターの土地と建物の面積で決算年度中の増減はございません。

以上が、公共下水道事業の特別会計の平成25年度の決算状況でございます。

次に、297ページをお願い致します。議案第68号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

302、303ページをお開き願います。歳入について主なものをご説明いたします。1款1項1目1節の農業集落排水使用料の収入済額は3,286万2,580円であります。同じく2節の滞納繰越分については、8万8,780円となっております。使用料の収入未済額それぞれ現年度は31万6,910円で14件分であります。繰り越し分48万3,750円は20件分であります。2款1項1目1節の一般会計繰入金の収入済額は2億2,207万円であります。

下段になります。歳入合計欄をごらんください。調定額2億5,592万5,445円に対して、収入済額が2億5,512万4,785円で、収入未済額80万660円は使用料の未済額分であります。

次に304、305ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明いたします。1款1項2

目施設管理費の11節需用費の支出済額1,629万5,015円は、処理場またマンホールポンプの光熱水費、修繕料等であります。12節役務費の支出済額275万2,008円は、処理場またマンホールポンプの通信運搬費、火災保険料等であります。13節委託料の支出済額2,155万8,284円は、処理施設の維持管理関係業務であります。27節公課費の支出済額743万4,800円は消費税分であります。2款1項1目元金、23節の償還金利子及び割引料の支出済額1億4,811万5,626円及び2目利子の23節4,944万4,940円はそれぞれ農業集落排水事業の借入金を償還したものでございます。

306、307ページをお開きください。下段になります。歳出合計欄をごらんください。予算現額の2億5,675万1,000円に対しまして、支出済額が2億5,512万4,029円で、不用額が162万6,971円となっております。

308ページをお願いいたします。実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は1,000円となり、実質収支額1,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に309ページの財産に関する調書でございますが、公有財産の土地と建物の面積で、決算年度中の増減はございません。

以上が、農業集落排水特別会計の平成25年度分の決算状況でございます。

次に、311ページをお開き願います。議案第69号、平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

316、317ページをお開きください。歳入について主なものをご説明いたします。1款1項1目1節の簡易水道使用料はの収入済額は62万5,795円であります。

2款1項1目1節の一般会計繰入金の収入済額は532万7,191円であります。

下段になります。歳入合計欄をごらんください。調定額595万3,198円に対して収入済額も同額で、収入未済額はございません。

次に318、319ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明いたします。1款1項1目一般管理費の13節委託料の支出済額168万4,200円は、水質検査、水道料検針、測量設計業務を委託したものでございます。

2款1項1目元金の23節償還金利子及び割引料、支出済額は151万3,918円及び2目利子の23節87万5,572円はそれぞれ、簡易水道事業に係る借入金を償還したものであります。

※八木田憲司君 着席

下段になります。歳出合計欄をごらんください。予算現額596万4,000円に対しまして、支出済額が595万3,198円で、不用額が1万802円となっております。

次に320ページをお願い致します。実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額から歳出総額を差し引いた額はゼロとなり、実質収支額もゼロであります。

次に321ページの財産に関する調書でございますが、公有財産の土地と建物面積で決算年度中の増減はございません。

以上が、簡易水道特別会計の平成25年度の決算状況でございます。

なお、簡易水道事業は平成26年4月1日から八戸圏域水道企業団水道事業に統合してございます。これで説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数は302、303に関わる農業集落排水の使用料関係で、1節、2節に収入未済額っていうのが昨年度よりもまたことしふえたということで。これは、昨年度と同じ方が現年度、その他に発生したという事ですか。全然、別な人が現年度発生になってますか。

それから、人数はさっきあれですけども、これはどういう関係ですか。また未収に対して、どういう収入のための行動をしているか。2点について質問します。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） これはすべて同じ人ではありませんけども、ほとんど同じ人が繰り越し滞納分とですね現年分の同じ人が大体、繰り越しというか納入されてございません。同じ人でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そうすればこの人は、現在住んでる方。例えば不明で回収できないというのじゃなくて、実際には排水事業を使っている方ですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 不明ではなく、現在住んでいる方でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） それではそういう方に今、どういう形で回収行ってますか。納めてもらうための折衝といいますか、行動しているかお訪ねします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 納入のお願いにつきましては、まずは通知を出しておりまして、督促、催告書は通知してございます。それで、全戸回ってございませぬけども、電話また戸別訪問。全戸は回ってございませぬけども回収に努めてございます。以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 私気にしているのは、同じ人がこういう形で収入未済額が始まってくるというか。これがもう、ふえるんですよ。そんなにそういう人は「はいわかりました」って全て払わないとなれば、だんだんだんだんここはやっぱり、同じ人であれば特にふえていく可能性がありますから、そこはひとつ十分に回収に努めていただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 収入未済額の世帯はあまり多くありませんので、計画的に進めていきたいと考えてございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号から議案第69号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。議案第67号から議案第69号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(川井健雄君) 次に323ページから340ページまでの議案第70号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(西村久君) 決算書323ページをお開き願います。議案第70号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明致します。

328ページをお願いいたします。歳入の主なものについて収入済額で説明いたします。1款1項(事業勘定)受託金でございます。これは、受託販売収入として買受人から納めていただく買上げ代金でございますが、現年度分は27億6,093万5,356円となっており、前年度との比較では3億3,746万5,527円の増額となっております。増額の主な要因は、リンゴの品薄から販売価格が上昇し、前年度の約9億3,919万円から3億2,152万円増の約12億6,071万円となったほか、ニンニクの集荷量が約36トン増となり、販売額では約9694万円の増額になったことなどによるものでご

致します。

次に同じページ 2 款 1 項使用料についてでございますが、980万1,231円となっております。これは、市場施設を仲卸し売り場、資材倉庫、駐車場、構内からの各使用料として利用者から納めていただいたものでございます。

同じページ、1 款 2 項の手数料についてでございますが、1 億9,298万7,187円となっております。これは、出荷されています生産者の方々からいただきます受託販売手数料でございます。

続きまして、同じページ 3 款 2 項 1 目の他会計繰入金についてでございますが3,677万3,000円となっております。これは一般会計から繰り入れしたものでございます。市場事業に対する地方交付税相当額でございます。

続きまして、3 款 2 項 2 目 2 節の買受人保証金管理基金繰入金は買受人 1 名の廃止に伴い、保証金返還のために、基金から繰り入れしたものでございます。

次に330ページをお開き願います。3 款 3 項 1 目の繰越金についてでございますが、71万3,880円となっております。これは、前年度からの繰り越しによる金額でございます。

次の 4 項諸収入は261万5,672円でございます。基金からの利子とそのほか仲卸売場の電気料などの雑収入でございます。

一番下の欄をごらんください。歳入合計は予算現額31億242万6,000円に対し、収入済額は30億382万6,326円で、歳入全体の執行率は96.82%となっております。

次に332ページをお願いいたします。歳出の主なものにつきまして支出済額でご説明いたします。

1 款 1 項事業勘定受託費でございます。これは受託販売代金として出荷者の皆様にお支払いをする代金でございますが27億6,094万1,227円となっております。

次に 2 款 1 項の市場管理費についてでございます。これは職員の給料、賃金、光熱費など市場施設の維持管理に要する経費のほか、出荷団体並びに買受人への奨励金1,683万8,680円となっております。

335ページ、15節工事請負費につきましては、市場屋根外壁改修工事に2,018万8,350円。仲卸売場トイレ増設工事に924万3,150円の 2 件分としまして、合わせて2,943万1,500円を実施しております。トイレにつきましては、身障者の建物が 1、男子の洋式、和式と小の便器が 3、女子については和 2、洋 2 ということになっております。

市場管理費の合計は、333ページ上から 5 行目 2 億1,610万4,891円となっております。

334ページ、4款1項の6万円の予備費流用は、セリ場の温風暖房機が故障いたしまして、出荷作物の凍結防止のため、緊急購入を図るために流用したものでございます。

同じページの最後、3款1項の公債費でございます。現在の卸売場、事務所等の施設整備に要しました借入金の元金と利子を合わせまして2,497万9,978円でございます。この償還は平成27年度で終了となるものでございます。

次に336ページ、337ページの下欄をごらんください。歳出合計の予算現額31億242万6,000円に対し、支出済額は30億202万6,096円で歳出全体の執行率は96.76%となっております。

326ページにお戻り願います。下段欄外に記載されておりますが、歳入歳出差引残額は180万230円となりました。うち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰越額は110万5,000円とし、翌年度への実質繰越額につきましては69万5,230円となります。これによりまして、市場財政基金の残高は1億5,139万4,000円となるものでございます。

以上で、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ページ数334、335ページに関わるところで、15節の工事請負費。内訳、場長から説明ありました。建物の中といいますか。屋根のある中に、屋根の付いた建物を建てたんですよ。屋根の中にですよ。私、たまたま見て「なんでこれ屋根の中に屋根付いたの」って言ったら、「いや設計書がこうなっていました」って建てた施工者は言ってましたけども。どうしてそういう無駄なといいますか。見れば、屋根のある建物に屋根の付いたトイレを設計してそれをそのまま執行する。私が見れば考えられなかったんですよ。何か理由がありますか。

○委員長（川井健雄君） 市場長。

○市場長（西村久君） 今の質問はトイレの工事の件でよろしいでしょうか。トイレにつきましては、市場の建物の隣に建っておりまして、身障者用の建物が1基と先ほど説明しました男女のトイレがくっついたものが1棟ということで、今までの古い施設外に建てられてございます。

○委員長（川井健雄君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） その場に行って聞いたんですよ。外に建てたなら屋根付いた設計で良いですよ。市場の屋根っていうのはぐーっときてるでしょ。ぐっと仲買人の建物の中まで。トイレは隣にあります。新しいトイレはまた、前のやつ壊して建てたかもしれませんがその隣に、屋根の内側に施設が建ったんですよ。その中にちゃんと雨どいも設計されて屋根の付いた建物が建っていたから私、現地確認して「ここに屋根が必要じゃないでしょ」と言ったら「設計書がそうになっていたからそのとおり作りました」という答弁なんですよ。ですから、なんでそこにそういう。ちょっと工夫すれば中だけで十分な施設が建てられるはずなんですよ。例えば、消防法で絶対独立して屋根つきの建物建てなきゃいけないっていう法律があれば、それが私わからないから今、聞いているんですよ。何か理由があってそういう設計して、そういう建物建てたのかと。場長もことし、年度終わってからですから、わからなきゃわからないで良いですけど。ただ、そういう何か設備するときには必要ないのはやっぱり設計から外した建て物というのが、それは現地で協議してやるべきだと思ったから質問しました。それに何かあれば答弁いただきます。

○委員長（川井健雄君） 市場長。

○市場長（西村久君） 今、お話しいただいたのですが、私は建て物と別個になっていたものと見て、下の方で調査してまいりましたので、屋根の方までは確認しておりませんでしたけども。長屋みたいなマーケットがございまして、マーケットと町営の既設の間に建てられておりまして、身障者用につきましては完全に1個の分離したものになっておりますし、ただ、男女のトイレがくっついてたかどうかについてはちょっと私もまだはっきりとわかりませんでしたので、帰りまして、確認をして、またお答えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 328ページ。受託販売収入につきまして、ちょっとお伺いします。例えば、リンゴですとかサクランボもそうなんでしょうか。上っ面には立派なのを乗付けて持ってくるんですけど、底には少々というようなそういう出荷の仕方をなさる方が「いつの時代も居るん

だよ」っていう何年か前までは毎年、市場を委員会の対象で伺って話し聞いたことがあります。ずっと居ますよねってことだったのですが、今はどうなんでしょうか。その程度というのはどの程度あるのでしょうか。それで、もしあるとすれば全体の販売価格に対して影響するような場合というのは、そういう出荷者が居るということで、全体の販売単価に影響するような事例っていうのはあるものなんでしょうか。どうでしょう。

○委員長（川井健雄君） 市場長。

○市場長（西村久君） 最初にあとの方のご質問にお答え致します。市場の品物につきましては確かに、あまり良くない品物が混ざる場合もございます。そういう品物につきましては、翌日に回さないように、その日のうちに生産者の方に連絡をつけまして、出荷についての指導をしたりとかお願いをして、「次に出した時はまた改めて注意しますよ」ということで進められております。先ほど言いました金額の事につきましては、今までの例では、卸業者の方も努力をしてくれまして、損害賠償のようなそんなことは発生した事実はありませんので、話し合いで今のところは解決しております。それと、今年度のような天候不順につきましては、サクランボ、トマト類が特にそうなんですけども、出荷した時点では大丈夫だそうです。ところが、市場に置くと一晩経ちます。一晩経つと今度は、それを買った方が小売りの方に配達するわけなんですけども、その期間に腐敗と呼ぶのでしょうか、腐ってしまうというふうなことが何回かあったようでございます。市場といたしましても、売り物にそういう風評被害が出れば非常に、後々に響きますので、試験場の方に持ちこみまして、その原因が何であるかとかもその都度に調べるなりして、買って苦情のあった方についての説明は、その都度に行なっております。梅とかについてもまるっきりの訳ではありませんが、今のところその説明で了解をいただいている状況でございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 何て言いますか、先日の根市議員の質問じゃないのですけども、例えば、180円の箱に入れて、梅が200円じゃ「どうでしょう」とってことですよね。ですけど、そういう実態が町営市場の中にあるわけじゃないですか。そうならざるを得ないっていう。それは、量と

需要のバランスでそういう値段が付くのかもしれませんけども、「それでいいでしょうか」って誰でも思いますよね。「それは仕方ないんだ、それはその仕組みなんだから」って言うのであれば、それはその部分として納得せざるを得ないところはあるのですけども。できればもっと。この前、根市議員の質問に対して「市場とはあくまでも市場で売り先とは繋がっておらんのです」っておっしゃいました。ですけど、仲買さんのお付き合いはありますよね。そうすると仲買さんは確実に売り先と繋がっていますよね。そういう関係っていうのをもっと育てるすべは町営市場としてはないものなんでしょうか。よく「とちおとめ」ですね「とちおとめ」のあれをブランド化する時に確かあれは、農協と生産者と仲買人が協力しあってっていう形があったわけですよね。有名な話ですよ。そうすると、そういう信頼関係を築くためには、妙な、意図的な出荷をするような事に対しては非常に厳しく当たらずにかならないと思いますし。ある程度の品質を確保した上でっていうそういう、もろもろの細かな条件を整えていかななくてはならないじゃないですか。ブランド化とまでは言いませんけども。例えば、ある程度の価格をっていうことをあれするのであれば、どうしてもそういう「うちは市場だけ」っていう立場を決め込むのではなくて、やはり、それぞれの関係を育てていくような事をしないと、半切り箱のウメ200円というそれはこれからも続くんだと思うんですよ。そういうポジションの取り方っていうのは、町営市場としてはできないものなんでしょうか

○委員長（川井健雄君） 市場長。

○市場長（西村久君） ご質問の件につきまして、私ども市場、仲買人、農家の方、出荷者の方といずれにしても皆がうまくやらなければ、市場そのものは毎日値段の変動もございますし、前日と500円、1,000円違うということはざらにある話してございまして、ウメの件につきまして先日質問いただいたわけなんですけど、日本国内でウメが大量にとれ過ぎたために在庫が余ってしまっているんですね。はっきり言ひまして、他県の方からも協力いただいております、山梨県の業者さんあるいは和歌山県の業者さんの方もウメを実際に南部市場から持って行って取り扱ってくれております。それでも、先ほど仲買人の名前も出しましたが、仲買人の方たちも「市場に出たものについては全部、自分達が責任を持って買い取りします」というような頼もしい言葉をいただいております、本来であればウメは買える状態じゃないのですけども、仲卸組合の方たちも自分達の努力をなさっております、色んな業者を探しながら、いわゆる引き取り手を

探して、なんとか片付いているというのが今年の状況でございます。ウメとかは特に多い年、少ない年、暖かい方から作物はできてくる関係上、大量に荷物が出たとすれば、後まってしまう方がどうしても売れ行きが伸び悩むというのは、今後もあり得ることだと思います。産業とか加工とかということにつきましては、これはさすがに市場でもどうにもなりませんし、そんな事を言ってくる会社の方もいらっしゃいました。ジュースにするとか、地元でとれたものを地元で加工して、ここで加工したものを他県に持ちこむというような話しをなされた方もいらっしゃいましたけども、それはあくまでも話しだけです。今後、どのような展開していくのか、その辺は、市場ではわからない状況でございます。話しとしましては、色んな事が聞こえてきますし、色んなことをやればいいのかというようなことも出てまいりますけども、なかなか実施までとなりますと施設のことですとか土地のこととか色んなことが出てまいりますので、今、はっきりこのようなことではと言えないような状況でございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ありがとうございます。ウメに限った話ではないのですが、随分前ですが、「売り物にならないようなものをお願いして引き取ってもらってるんだよ」というような職員の誰とは言いませんけども、そういった内情をちょっとだけ聞いたことがあります。それはそれであれなんでしょうけど。ただ、そういった類の品物もとにかくさばいて言うようなことっていうのは、ある意味では好意として、良いこととしてあれしてるのかもしれませんが、結果として品質を保つためにはちょっと、巡り巡って裏目にでるようなことってあるんじゃないかなと思うんですよ。それで、こうやって決算だとかっていうことになると、赤字だとかどうこうって私たちも目くじら立てて質問するのですが。例えば、そういう体質を変えていなくちゃなんないんだっていうような具体的なことがあるのであれば、1年、2年大赤字こいて運営しても将来の品質向上のあれに向かってやるのであれば、必要経費として考えていい類の行動だと思うんですね。そういったこともやっていかないと、品質はやはりみんな一定ではないですよ。やはり安定した供給をするには、ある程度の品質のものがあ程度揃わないと、なかなかそういうふうな扱いをしてもらえないというのが現実じゃないですか。そういったところがあるもんですから、品質確保の所をと思って質問した次第でした。ありがとうございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため、2時20分まで休憩いたします。

（午後2時05分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）
.....

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 341ページから351ページまでの議案第71号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、341ページをお願いいたします。議案第71号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

続いて346ページ、347ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。1款1項2

目土地貸付収入の1節土地貸付収入ですけれども、収入済額59万5,308円。これは土地の貸付収入で森林組合、それからメガソーラーには、日にち割の金額ということになります。

続きまして、3款1項1目繰越金ですけれども、1節の繰越金、前年度からの繰越金で収入済額が410円となります。

歳入合計、一番下段になりますけれども、歳入合計で収入済額59万5,718円となりました。

続きまして、次のページ。348ページ、49ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款1項1目管理費、9節の旅費は県の企業誘致推進協議会の方で開催いたしました企業説明会へ参加した普通旅費でございます。需用費につきましては、工業団地内にあります街路灯の電気料金となっております。

それから、13節委託料に関しましては、メガソーラーに貸付する土地の確定測量を行った金額でございます。28節の繰出金18万3,221円ございますけれども、平成25年度の決算をもって特別会計を廃止するというので一般会計に繰り出したものでございます。

一番下段になります。歳出合計、支出済額が59万5,718円となります。

次にこのページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額、歳出総額同額で、59万6,000円となります。

続いて351ページの財産に関する調書でございますけれども、土地に関して売買がございませんので、当決算年度末残高は前年度と同じ面積ということになっております。以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) 異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり認定されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(川井健雄君) 次に353ページから367ページまでの議案第72号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(工藤元次君) それでは、決算書の353ページをごらんいただきまして、議案第72号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

まず、決算書の355ページの下段ですが、歳入の収入済額の合計は3億9,301万434円となり、357ページの下段の支出済額の合計は3億8,670万6,510円で、歳入歳出差引額630万3,924円が次年度への繰越金となります。

それでは、歳入決算の主なものについてご説明いたします。358ページをお願いいたします。1款1項1目施設介護サービス費保険分ですけれども、収入済額が2億4,797万5,142円となり、前年度と比較しまして1.6%の減となりました。金額では354万3,875円の減額となりました。この減額の主なものは、施設サービス費の長期入所者の年間利用延べ人数、要は日数と置き換えてもいいとおもいますが、前年度と比較しまして418人減となりまして、金額では47万930円の減額となっております。また、短期入所者の年間延べ人数でしけれども、前年度と比較しまして356人の減となりまして、金額で568万5,769円の減額となりました。さらには通所サービス費の中では前年度と比較しまして年間利用延べ人数が113人の増となりまして、金額では261万8,004円の増額となったものでございます。

次に、2款1項1目の個人施設利用料の負担金でございます。5,239万8,488円となりまして、

前年度と比較しまして7.6%の減となります。金額では432万77円の減額となっておりますけども、この減額の主なものについては、長期入所では25年度の負担金が前年度に比べてマイナスの344万2,212円の減額になっておりまして、これの主な理由といたしましては、保険とは別に自己負担金徴収額が多い利用者が少なかった。個人負担を払う負担段階4の利用者が少なかったことが考えられます。また、滞納についてはありません。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金では7,532万8,000円となり、前年度と比較いたしまして30.3%の増となっております。金額的には1,751万9,000円の増額となりまして、この繰入金の増額につきましては、歳入では施設サービス費及び利用者負担金の減によるものと、歳出の一般管理費の支出が増となったことにより繰り入れが増額したためでございます。

次に、5款1項1目の繰越金では539万5,794円となりまして、前年度と比較しましては金額では173万8,238円の増額ということになってございます。

次に、6款1項1目の雑入でございますけども、812万7,699円となり、前年度と比較しまして金額では22万6,890円の減額となっております。

以上で、歳入の決算説明を終わります。次に歳出決算書の明細についてご説明申し上げます。

決算書では、362ページ、363ページをごらんいただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費では、支出済額は2億8,558万2,952円となりまして、前年度と比較いたしますと3.8%の増となり、金額では1,039万500円の増額となりました。この主なものにつきましては、15節の工事請負費、18節の備品購入費が上げられます。

次に、7節の賃金では、3,764万3,671円となりまして、前年度と比較しまして金額では、166万950円の減額となっております。これは臨時職員の介護職員を募集しましても、なかなか応募がなかったための減額となったものでございます。

次に、11節の需用費ですけれども814万9,780円となりまして、前年度と比較しましては68万9,453円の減額となっております。これにつきましては、消耗品や修繕料などの経費削減が図られた結果、減額につながったものと思っております。

次に、13節の委託料では、支出済額が1,772万1,258円となりまして、前年度と比較しますと金額では78万6,626円の増額というふうになりました。この主な増額につきましては、暖房給湯業務の委託料でボイラーの重油の高騰が年間の中でどんどん上がってございましたのでそれによる増額と考えられます。その他、建築物定期検査業務につきましては、建築基準法による3年に1回の検査をしたものです。15節の工事請負費では150万2,168円となりまして、施設改修工事を

行ったものです。これは、受水槽の加圧ポンプユニット交換修理工事を行っております。そして、18節の備品購入費では、929万2,500円となりまして、老朽化して故障しました特浴槽を購入したため大幅な増額となったものでございます。

次に、1款1項2目の療養費でございますけども、11節の需用費では1,467万7,049円となりまして、前年度と比較して1.7%の増となりまして、金額では24万9,302円の増額となりました。この増額の主なものにつきましては、消耗品の介護材料費とか医薬材料費、主に介護材料費は入所者のオムツとか口腔ケア用の商品ですけども、その他、医療費、薬代等の増額でございます。

次に、療養費の13節委託料につきましては3,538万836円となりまして、前年度と比較しますと金額では1万8,228円の増額となっております。これにつきましては、主なものにつきましては給食業務とか医療廃棄物処理業務の増と理容、床屋ですねと臨職の健診の減の差が結果、増額となったものでございます。さらに2款1項1目公債費の元金の償還額では4,500万円となりまして、前年度と比較しまして同額でございます。

そのほか、2款1項2目公債費の利子でございますけども、342万2,144円となりまして、前年度と比較しまして43万564円の減額ということになりました。

以上、簡単でございますが平成25年度の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。議案第72号は原案のとおり認定されました。

◎議案第73号から議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） お諮りします。

この際、369ページから433ページまでの議案第73号から議案第77号までの平成25年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての議案5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認め、議案第73号から議案第77号までの議案5件を一括議題といたします。（「委員長」の声あり）17番坂本正紀君。

○17番（坂本正紀君） 財産区のことは、議案説明を省略をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 議案説明省略の意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認め、説明を省略します。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号から議案第77号までの議案5件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（川井健雄君） 異議なしと認めます。議案第73号から議案第77号までは原案のとおり認定されました。

.....

◎閉会の宣告

○委員長（川井健雄君） 以上で、本委員会に付託されました平成25年度各会計の決算審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。去る、8月29日に本委員会に付託されました平成25年度の南部町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員各位におかれましては、2日間にわたりまして終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め代表監査委員、各担当課長の皆様には審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日をもちまして、本委員会の日程は、全部終了したわけですが、その間、不慣れな私に対して、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対し感謝いたしますとともに、ご迷惑をお掛けしましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げ、まことに簡単ではございますが、お礼のあいさつに代えさせていただきます。まことにありがとうございました。これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(午後2時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長 川 井 健 雄